

高山市森林整備計画

令和7年3月

高山市

目次

はじめに

1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	2

第1部 森林づくりの基本方針

第1章	社会情勢の変化と時代の潮流	3
1	SDGs（持続可能な開発目標）	3
2	2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）	4
3	2030年ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）	5
4	世界規模での木材需給の変動	6
5	DX（デジタル・トランスフォーメーション）と森林空間の活用	7
6	国と県2つの森林環境税の有効活用、都市部との連携	8
7	木育・森林環境教育の推進	10
第2章	市民の意見と高山市の現状・課題	
1	市民の意見	11
2	高山市の現状・課題	13
第3章	高山市の森林づくりの基本方針	
1	高山市の森林づくりの基本方針	16
2	基本施策	16
第4章	基本施策ごとの主な取組み	
	基本施策1 循環型林業の構築	19
	（1）伐採期を迎える人工林の整備の加速化	19
	（2）100年先を見すえた森林資源の転換	24
	（3）林業DX、スマート林業の促進	28
	基本施策2 多様な森林機能の発揮	30
	（1）森林の適正な保全・管理	30
	（2）災害に強い森林づくり	35
	（3）森とのふれあいの創出	38

基本施策3 市産材の利用拡大	40
(1) スギ・ヒノキ・広葉樹材の販路拡大	40
(2) 多様なサプライチェーンの構築	42
(3) 多様な森林資源の有効活用	43
基本施策4 森林文化や産業を支える人づくり・しくみづくり	46
(1) 林業・木材産業等の担い手確保・育成	46
(2) あらゆる世代への木育・森林環境教育の推進	49
(3) 飛騨高山ブランドを活かした都市部連携の拡大	51
基本施策の指標	56

第5章 推進体制

1 推進体制のための手法	57
--------------	----

第2部 森林施業に関する指針

別冊

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
II	森林の整備に関する事項
	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
	第2 造林に関する事項
	第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準
	第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
	第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項
	第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
	第7 森林施業の共同化の促進に関する事項
	第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
	第9 その他必要な事項
III	森林の保護に関する事項
	第1 鳥獣害の防止に関する事項
	第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
IV	森林の保健機能の増進に関する事項
V	その他森林の整備のために必要な事項

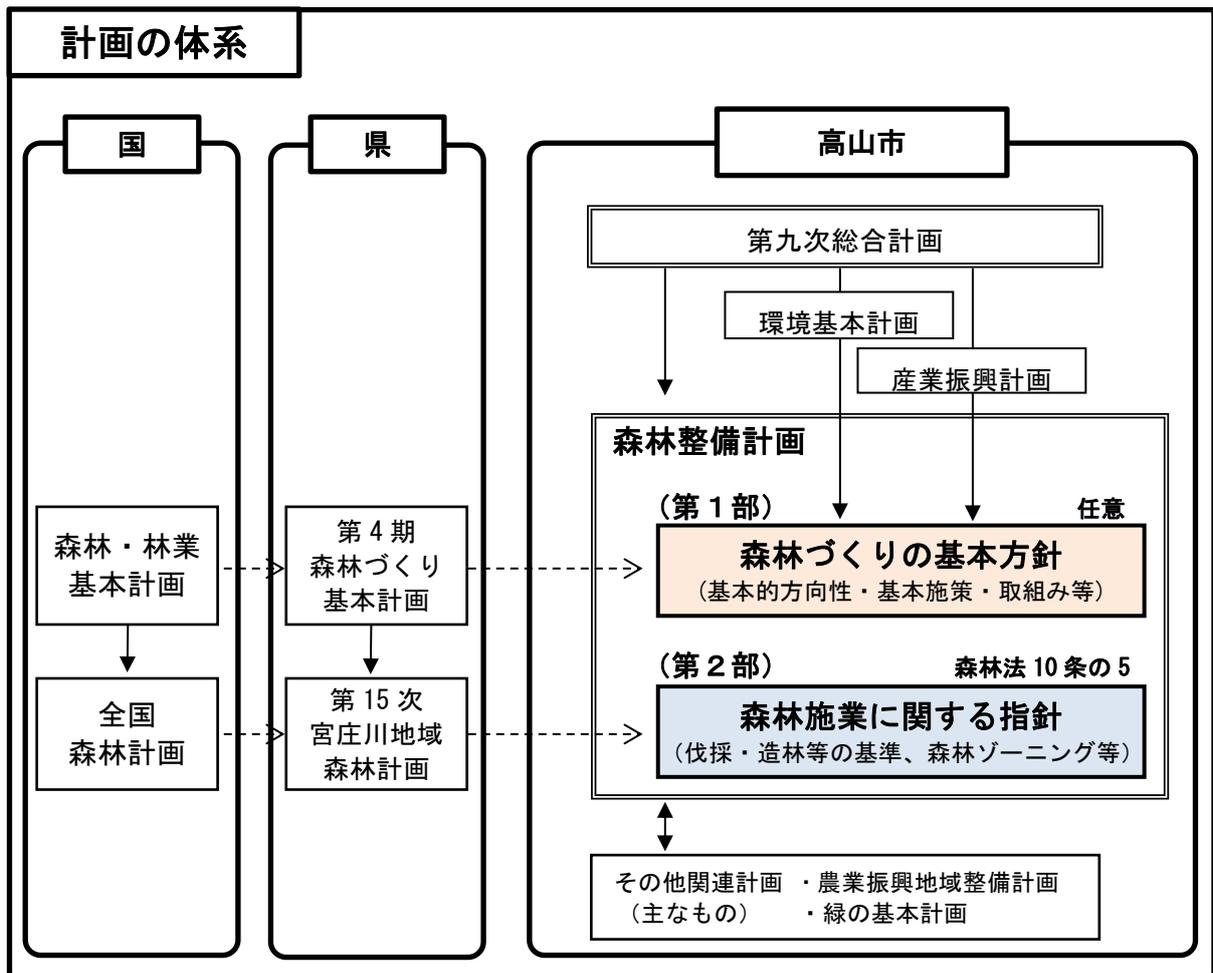
はじめに

1 計画の位置づけ

森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき、市町村が国や県の森林計画に即して5年毎に策定する10年間の計画であり、森林施業に関する指針（伐採・造林等の基準、森林ゾーニング等）を定める計画です。

『高山市森林整備計画』は、法で定める事項のほか、森林づくりの基本方針（基本的方向性、基本施策・取組み等）を加え、市の上位計画（第九次総合計画、環境基本計画、産業振興計画）及び国・県の基本計画との整合を図ることにより、森林や林業、木材産業を取り巻く現状を見つめ直し、長期的な視点から持続可能な森林づくりを進め、健全で豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため策定する計画です。

計画の構成は、森林づくりの基本方針を第1部、法で定められた森林施業に関する指針に関する事項を第2部としています。



2 計画期間

計画は、県が策定する宮・庄川地域森林計画の計画期間に合わせ、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、5年ごとに計画の見直しを行います。

なお、宮・庄川地域森林計画の内容が変更された場合は、第2部について適宜必要な見直しを行います。

年度	R2-5	R6	R7-10	R11	R12-15	R16	R17-20	R21
宮・庄川地域森林計画	計画期間 (R2～R11)							
		↑ 見直し	計画期間 (R7～R16)					
				↑ 見直し	計画期間 (R12～R21)			
						↑ 見直し		
高山市森林整備計画	計画期間 (R2～R11)							
		↑ 見直し	計画期間 (R7～R16)					
				↑ 見直し	計画期間 (R12～R21)			
						↑ 見直し		

第1部 森林づくりの基本方針

第1章 社会情勢の変化と時代の潮流

近年、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢や果たすべき役割は大きく変化しています。このため、計画策定にあたり、時代の潮流を勘案し、それらに対応しながら施策を進めていく必要があります。

1 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年までに解決すべき17の目標です。

各目標を幅広く捉えると、森林・林業・木材産業はSDGsのすべての目標に関連します。森林・林業・木材産業においては、SDGsの根幹的な考え方である「持続可能性」を実現するために、「経済と環境のバランスへの配慮」が求められています。



(出典：林野庁HP： <https://www.rinya.maff.go.jp/>)

2 2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）

2024年の世界の平均気温は記録が残る1850年以降最も高く、産業革命前と比べて1.5℃以上高くなり、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生物にとって生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

こうした危機を回避するためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の実現が必要です。

この「吸収量」の多くは森林が担っており、そのための間伐や再造林といった適切な森林整備が求められています。

2020（令和2）年、日本政府が「2050年カーボンニュートラルを目指す」ことを、岐阜県は「脱炭素社会ぎふ」を表明しました。市では2023（令和5）年、脱炭素先行地域に選定され「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。



(出典：林野庁「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略について」)

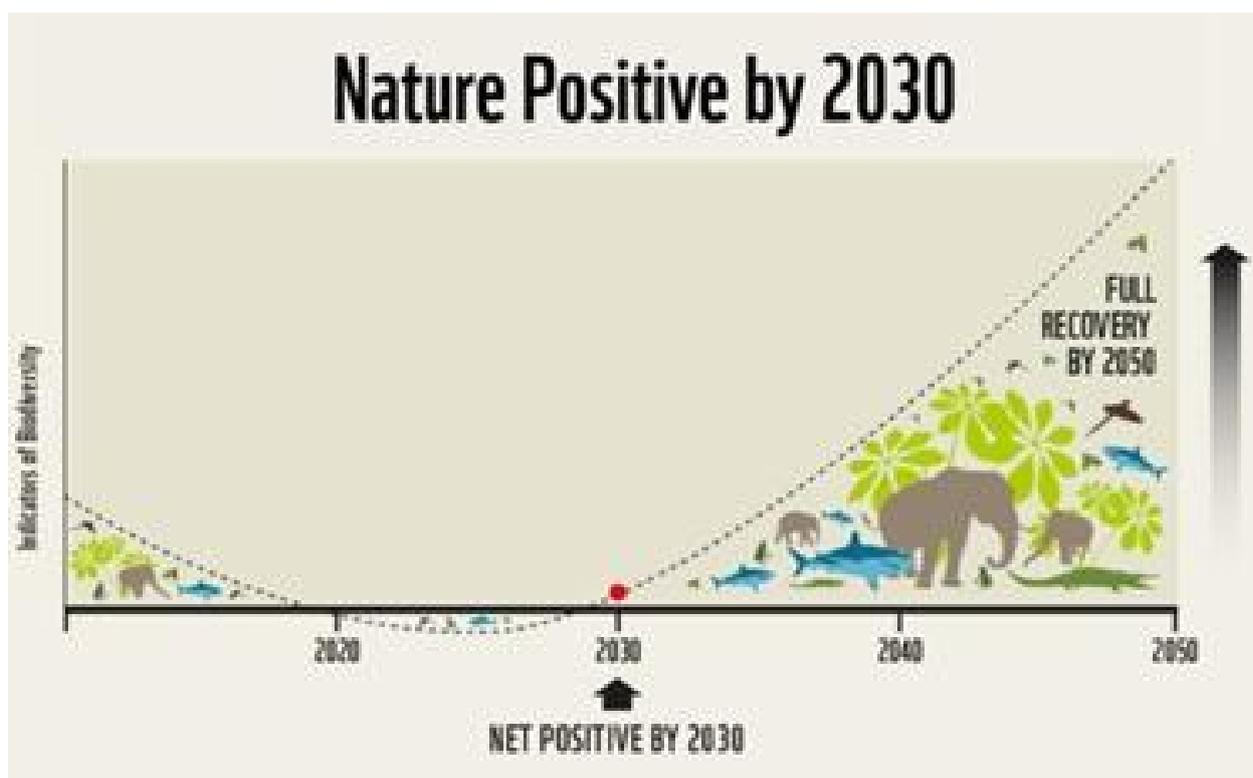
3 2030年ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）

ネイチャーポジティブとは日本語で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

今の地球は、過去1000万年間の平均と比べ10～100倍もの速度で生物が絶滅していくなどいわゆるマイナス状態にあります。

2023（令和5）年に閣議決定した生物多様性国家戦略2023－2030において、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

森林が国土の7割を占める我が国では、陸域では最大の生物種の宝庫であることから、ネイチャーポジティブの実現に向け、森林における生物多様性の保全に資する森林管理が求められています。



2030年までのネイチャーポジティブへの軌跡

出典：www.naturepositive.org（外部リンク）

4 世界規模での木材需給の変動

1955（昭和30）年代、日本では戦後復興等のため急増した木材需要を賄うため、木材輸入量の規制緩和が段階的にはじまり、1964（昭和39）年に全面自由化となりました。

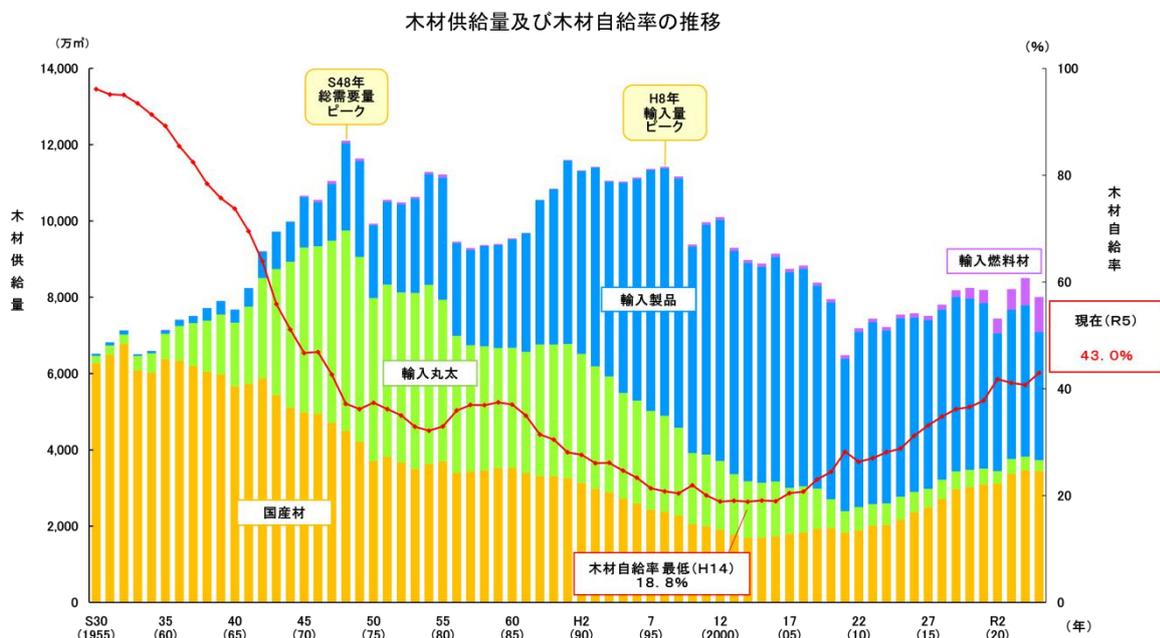
こうしたこともあり、日本の木材輸入量は増加を続け、2002（平成14年）の木材自給率は18.8%まで低下しました。

近年では、合板製造業で国産間伐材の利用や、原木輸入量の減少などにより、木材自給率は回復傾向にあります。2023（令和5）年で43.0%と、依然多くの木材を輸入に頼っている現状にあります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復が進む米国における住宅需要の急増を端緒とし、世界規模で木材流通に大きな影響が広がり、日本においても輸入材が不足し、その代替えとして国産材の需要が急増したことによる価格高騰いわゆる「ウッドショック」が生まれました。

ウッドショックは、一次的な現象との見方もありますが、輸入木材への依存度が高い日本の木材サプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにしたとも言えます。

木材市場のグローバル化が進む中、今後も起こりえる世界規模の木材需給の変動にも柔軟に対応できる国産材の生産、加工、流通体制の改革、強化が求められています。



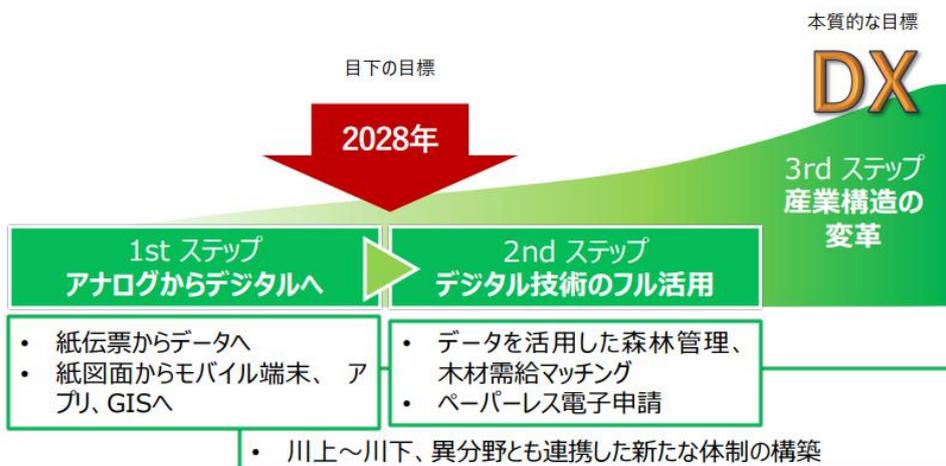
(出典：林野庁HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/>)

5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）と森林空間の活用

DXとは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されています。

林業分野でも、ICT、IoTの活用をより一層進め、川上から川下までを最新のデジタル技術でつなぎ、データ連携により新しい価値を創造する「林業DX」の実現が求められています。

一方で、「デジタル社会」が浸透するほど、反対に自然を体感する「アナログ社会」へのニーズが高まることが予想され、森林空間を活用した新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」が期待されています。



(出典)「スマート林業実践マニュアル 総集編（準備～導入～継続）」令和5（2023）年林野庁

6 国と県2つの森林環境税の有効活用、都市部との連携

岐阜県では、県の豊かな森林づくり・清らかな川づくりを進め、森林や河川は県民の共有財産であるという認識の下で、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、平成24年度に『清流の国ぎふ森林環境税』を導入し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組みを進めています。

国では、国土の約7割の森林が環境保全や防災、水の浄化など様々な場面で国民の暮らしを支えていることから、この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすための森林整備がしっかりと進むよう、令和元年度に全国の市区町村、都道府県に「森林環境譲与税」の譲与が、令和6年度からは、森林環境譲与税の財源として「森林環境税」の課税が始まりました。

これら2つの森林環境税を有効に活用し、地域の実情に応じた森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施し、その使い道について広く周知することが求められています。

また、森林環境譲与税は、森林のない都市部にも譲与されています。森林のない都市部では山村部自治体との連携により、それぞれの森林環境譲与税を活用し、森林整備や木材利用、木育の推進などにより脱炭素社会へ貢献したいとの意向も多く、都市部連携による森林環境譲与税の有効活用が求められています。

どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。
森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。
その働きは森林が健全な状態でなければ発揮されません。
だから私たちの手で整備し、守っていくことが必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

- 温室効果ガスの削減**
木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。
- 自然災害の防止**
木々が根を張ることによって土砂崩れを防ぎます。また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。
- 水資源の貯蓄・浄水**
落ち葉が雨水をゆっくり土の中に浸透させ、洪水時の川の流れを調節します。さらに、染み込んだ雨水を浄化します。

森林を守るとは、私たちの暮らしを守ること。
令和6年、森林環境税が始まります。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

令和6年6月から森林整備などの促進に充てるため、年間1,000円が個人住民税と併せて課税されます。

【具体的な活用先】

- 森林整備
- 人材育成
- 木材の利用・普及啓発

総務省

森林を守る「森林環境税」と「森林環境譲与税」

「森林環境税」は、国民に納税いただく国税の名称です。いただいた森林環境税は「森林環境譲与税」として、一定の基準により国から全国の都道府県と市町村に配分され、私たちの暮らしを支える森林を守るための大切な財源になります。

森林の代表的な機能

- 温室効果ガスの削減**
木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。
- 自然災害の防止**
木々が根を張ることによって土砂崩れを防ぎます。また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。
- 水資源の貯蓄・浄水**
落ち葉が雨水をゆっくり土の中に浸透させ、洪水時の川の流れを調節します。さらに、染み込んだ雨水を浄化します。

森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

国民 → 森林環境税 → 国 → 森林環境譲与税 → 都道府県 → 市町村

森林環境税: 令和6年度から年間1,000円を個人住民税に上乗せして納税

森林環境譲与税: 私有林人工林面積や林業就業者数、人口により配分(令和元年度より配分開始)

森林整備に活用

間伐作業 → 木材利用・木材産業活性化 人材育成

森林環境税と森林環境譲与税



清流の国ぎふ 令和4年度～令和8年度

森林・環境税

森林・環境税を活用した
自然環境の保全・再生の取組みについて

豊かな森林や
清らかな川を未来へ

岐阜県

GIFU SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

森林・環境税のしくみ

納める方は？
個人 … (その年の1月1日現在で)県内に住所がある方、県内に実居数等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。
法人 … 県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？
個人 … 年額 1,000円
法人 … 年額 2,000円～80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)

課税の方法は？
県民税(均等割)に上記の額を上乗せします。

納める方法は？
個人 … 個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、県へ払い込みます。
法人 … 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

いつまで続くの？
個人 … 平成24年度から令和8年度までの15年間
法人 … 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？
税金の使いみちを明確にするため、既存の徴収と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。
※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？
第三者機関が各施策の取組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆さまに公表します。



あすちゃん ぎふ水産館(外観) ぎふ水産館(内観)

清流の国ぎふ森林・環境税と国の森林環境譲与税は、それぞれの目的を踏まえ、用途のすみわけを行った上で有効に活用しています。

清流の国ぎふ森林・環境税のしくみ

特集 広報たかやま Takayama

令和6年(2024) 3月15日発行



photo 森とひと本 撮影 T.Nakai (奥穂高小(白和田))

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること

「森林環境税(国税)」の課税が令和6年度から始まります

高山市の面積は約9割が森林です。森林は、水をきれいにする、土砂災害を防ぐ、人に癒しを与えるなど、私たちにとってなくてはならない存在です。そんな森林の未来を守るため、令和6年度より国税である「森林環境税」が課税されます。
この豊かな緑を未来に残すため、森林環境税について理解するとともに、今私たちができることを考えてみませんか。

問合せ 森林政策課 ☎35-3143

森林環境譲与税を活用した高山市の取組み

森林環境税の納税は令和6年度から始まりませんが、森林環境譲与税の国からの配分は令和元年度から行われています。高山市へは、令和5年度に約1億9,000万円、令和6年度には約2億7,000万円が配分される予定です。
皆さんからいただいた貴重な財源を活用して、「100年先を見据えた森林づくり」を進めます。

① 森林整備

- 森林所有者への森林整備に関するアンケート調査
- 所有者境界の明確化への支援
- 森林作業道の維持管理への支援
- 人工林の間伐や再植林などへの支援



② 人材の育成・確保

- 林業に就業した移住者への支援
- 県立森林文化アカデミーへの修学支援
- 林業DXなどスマート林業の推進



③ 普及啓発など

- 市内で伐採した木材で建てる木造住宅への支援
- 広葉樹活用に向けた調査やシンポジウムの開催
- 木育や森林環境教育の推進
- 東京都千代田区と林業体験ツアーの実施
- 市民や企業からの提案による森づくりへの支援




高山市への森林環境譲与税推移

年度	金額
令和元年度	7,186万円
令和2年度	1億5,271万円
令和3年度	1億5,066万円
令和4年度	1億9,343万円
令和5年度	(予定)1億9,343万円
令和6年度	(予定)2億7,215万円

全国の都道府県と市町村に配分される「森林環境譲与税」は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口によって配分税額が決定されます。面積の約9割が森林である高山市は県内で2番目に多い配分税額となっています。



森林環境譲与税を活用した高山市の取組み紹介(広報たかやま)

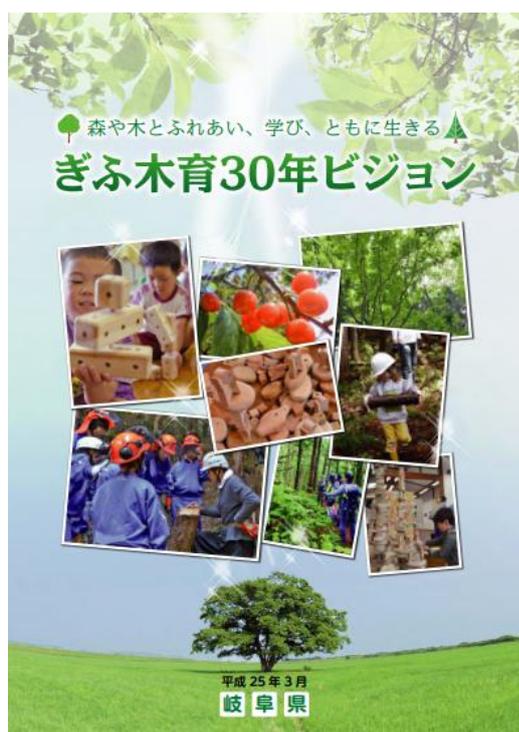
7 木育・森林環境教育の推進

国においては、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」の取組みを、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」を推進しています。

これらの取組は全国で広がっており、木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ等を通じた木育活動や、それらを支える指導者の養成のほか、関係者間の情報共有やネットワーク構築等を促すイベントの開催など、様々な活動が行政や木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により実施されています。

岐阜県では、平成25年に「ぎふ木育ビジョン」を作成し、「ぎふ木育」を「岐阜県の豊かな自然を背景とした森と木からの学び」と定義し、“「ぎふ木育」を通じて、子どもをはじめとするすべての人々が、森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材となること”を目指す目標として定め、令和2年に県有施設「ぎふ木遊館」「森林総合教育センター（モリノス）」がオープンし、令和6年には、中津川市と本市に「ぎふ木遊館サテライト施設」が完成するなど全県展開が進められています。

今後は、施設を拠点に地域の森林資源を活かした木育や森林環境教育を推進することで、「木と共生する文化」を再構築し、次世代へつなげていくことができる人材の育成が求められています。



ぎふ木育30年ビジョン

第2章 市民の意見と高山市の現状・課題

1 市民の意見

(1) 第九次総合計画策定に向けたまちづくり意見交換会の意見

- ・SDGs やカーボンオフセットと深く関係する森づくりが必要
- ・自然災害の防止に向けた森林の保全（森林の手入れ）が必要
- ・水や空気がきれいで自然が豊かであることが誇り
- ・山が放置されており、強い意志で治山治水の取組みを
- ・相続後放置されている森林の活用の検討を
- ・境界を把握している方が存命のうちに早期に境界明確化を
- ・植林しやすい場所でも境界がわからない
- ・山の管理を相談できる体制があるとよい。
- ・92%の山林を民間と一緒に調べて調査管理することが必要
- ・林業で生計が立てられるように小規模事業者への支援拡充を
- ・立木の大径化、伐採や植林を進めていくべき
- ・間伐だけでなく皆伐などへの支援の検討を
- ・スギやヒノキだけでなく、広葉樹などの活用を
- ・県産材を建物に活用できるよう民間での利用促進を
- ・市民が木材や森で遊べ、木に慣れ親しむ機会の提供を
- ・日本一の森林面積を有する自治体、林業にもっと注力を

(2) 高山市森づくり委員会（令和6年8月、11月）

- ・森林づくりは、林業振興と環境保全の施策に分けるべき
- ・生物多様性の保全や森林文化の考えを取り入れる
- ・人工林の土地は痩せている、再造林時には樹種転換の検討が必要
- ・架線集材や製材技術の継承のため担い手の確保が重要
- ・木育は、ひだ木遊館を拠点に市全域に展開できるように、市や県の継続的な支援が必要
- ・中学生など若い世代にも伝わるような内容の計画にしてほしい。



高山市森づくり委員会

(3) 飛騨高山学会（令和6年11月）

- ・飛騨高山高校が提案する森林管理モデル「生産性と環境性を両立した持続可能な森づくり」を地域に普及させたい。

(4) 産業振興計画座談会（令和7年2～3月）

○全般的な取組みについて

- ・林業について、スピード感をもって行動してほしい。
- ・周辺市町村が行っている取組みを高山市でも行ってほしい。

○森林整備について

- ・伐期を迎えた森林を機を逃さず伐採できるようにしてほしい。
- ・広葉樹小径木の活用について、小径木は今後さらに成長を待てば、立派な資源として使えるが、それを待たずに使用することは懸念がある。高山市ではこの点をしっかり考えてほしい。
- ・これまで天然林には助成がなかったが、今後の支援が期待される。
- ・人工林を皆伐し、天然更新を理由として、再造林されない伐跡地の解消を迅速にするため、小規模面積を含む市単独の再造林補助制度を構築してほしい。
- ・農地の近くの川沿いにスギやヒノキがあるが、農地に影ができ、農業を諦める人もいる。農地の日当たりに支障のある樹木の伐採について、対応できないか。
- ・住居地域に隣接する危険木除去の要望を受けるが、限られた採択基準で思うように推進できず、市単独の補助制度も構築してほしい。
- ・植栽地での獣害対策が課題となっており、森林組合職員の資格取得も進めている。協力できることがあればアドバイスがほしい。
- ・山林を切り出した後に確保する場所、貯木場を設置してほしい。街場の人が山側に目を向けるきっかけにもなるのではないか。

○担い手育成について

- ・一人親方など、林業の後継者育成に関する支援をお願いしたい。
- ・チェーンソー用のヘルメットや防護服、ブーツなど安全対策のための初期投資や、定期的な備品の更新に対する負担が大きいので、補助制度を検討してほしい。
- ・木工（製材）の目立て職人を育成するよう取組みをしてほしい。

○普及啓発、その他

- ・林業の後継者問題、環境問題解決のため、小中学校で木育を推進してほしい。
- ・岩手県で大きな山火事があった。村時代に各集落に配布された火の元注意の横断幕はボロボロになって設置できない。横断幕の配布などできないか。

2 高山市の現状・課題

(1) 森林資源の概要

ア 森林面積

市の森林面積は、日本一広い森林面積を有しており、令和5年度現在、200,414haであり、市域全体面積(217,761ha)の約92%を占めています。

森林面積のうち、民有林119,746ha、国有林80,668haとなっており、国有林が市域森林の40.3%を占めています。

民有林面積のうち、スギやヒノキなどの人工林45,383ha、コナラ・ミズナラ・ブナなどの広葉樹やマツ類などの針葉樹からなる天然林68,581haとなっており、その割合は、人工林38.0%、天然林57.3%であり、県内の他地域に比べ人工林の割合が低く、天然林の割合が高い状況となっています。

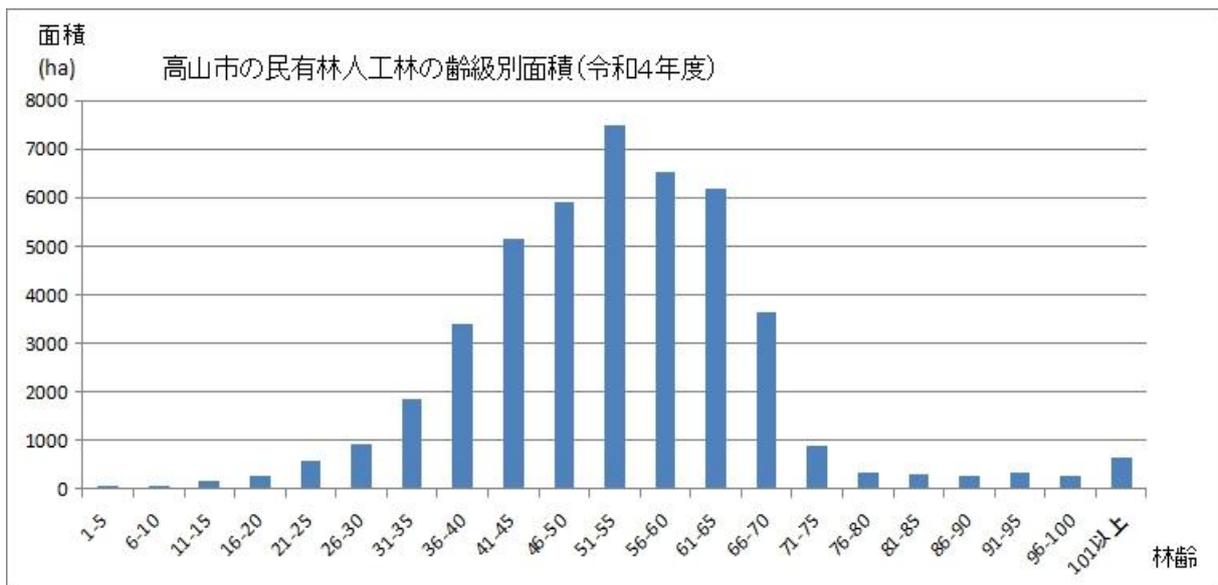
イ 森林蓄積

令和4年度現在、市の森林蓄積は3,714万4千 m^3 であり、民有林2,437万6千 m^3 、国有林1,276万8千 m^3 となっています。

ウ 民有林人工林の齢級別面積

民有林人工林の齢級別面積は、51～55年生をピークとした分布となっています。

[高山市の民有林人工林の齢級別面積]



(岐阜県森林・林業統計書 令和4年度版)

(2) 前計画による取組み・課題（令和2～6年度）

前計画では、100年先を見すえた森林への転換を目指し、4つの森林区分を明らかにする森林配置計画を策定し、それに対応した森林づくりに取り組んできました。

また、市産材を活用した建築物への支援の拡大や広葉樹の活用に向けた普及啓発などの木材産業づくり、県立森林文化アカデミーや都市部自治体との連携、ぎふ木遊館サテライト施設の整備など森林・林業を支える人づくりもあわせて取り組んできました。

(ア) 主な取組

① 100年先を見すえた森林づくり

【拡充】地籍調査による森林境界明確化の推進(R2～R6)

【新規】重点区域森林整備(R3～)

【新規】作業道維持管理支援 (R4～)

【新規】市民提案型森林づくり(R4～R6)

【新規】林道機能強化、スマート林業推進事業(R5～)

【新規】森林推定地番図作成(R6～)

② 市産材利用に向けた木材産業づくり

【拡充】匠の家づくり支援事業・内装材追加(R6～)

【新規】広葉樹活用シンポジウム開催(R6～)

【新規】市有林における広葉樹資源量調査(R6～)

③ 森林・林業を支える人づくり

【新規】移住者や森林文化アカデミー学生への就業支援(R3～)

【新規】ひだ木遊館改修への支援(R5～R6)

【新規】木育・森林環境教育の推進(R6～)

【拡充】千代田区連携交流イベントの開催 (R6～)

(イ) 課題等

① 100年先を見すえた森林づくり

- ・急傾斜地など災害の恐れのある地域にある人工林の整備を推進するため、重点区域森林整備事業を着実に進める必要があります。
- ・林業に適した場所のゾーニングと森林整備を促進するため、所有者の特定、集約化の促進、生産性の向上、広葉樹など再生林時の樹種転換が課題となっています。
- ・脱炭素社会の実現や、近年多発する自然災害に対し災害に強い森林づくりなど、生活環境に資する林業の振興が必要となっています。

② 市産材利用に向けた木材産業づくり

- ・市産材流通量の拡大を図るため、林業、木材産業、建築業、木工業の連携体制を強化

する必要があります。

- ・市内家具メーカーの市内産広葉樹への期待に対する供給体制の構築について検討する必要があります。

③森林・林業を支える人づくり

- ・依然として林業や木材産業技術者不足、技術の継承が課題となっています。
- ・市内就業を希望する地元高校生、森林文化アカデミー学生及び移住希望者等と市内事業者へのインターンシップや就業に向けた支援が必要となっています。
- ・木育や森林環境教育の拠点となる「ぎふ木遊館サテライト施設（ひだ木遊館木っずテラス）の整備を行いました。民間活力による木育・森林環境教育を更に推し進めていくため、関係する組織の強化や人材育成が必要となっています。
- ・都市部との自治体連携の取組を、市内の森林整備活性化及び住民交流や企業間連携にも波及させていく必要があります。

(3) 主な指標

前計画における主な指標の基準値、目標値に対する現状値（R5年度）は次のとおりです。

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）	現状値（R5）
1. 木材生産量	135,333m ³ /年	149,000m ³ /年	92,765m ³ /年
2. 地籍調査実施面積	19,881ha	24,881ha	22,306ha
3. 森林境界調査事業実施面積	—	1,600ha	746ha
4. 森林経営管理制度に基づき市が実施した森林整備面積	—	650ha	231.29ha
5. 市補助を活用した間伐材搬出量	10,800m ³ /年	12,000m ³ /年	9,147m ³ /年
6. 市補助を活用した未利用材搬出量	11,400m ³ /年	12,000m ³ /年	9,072m ³ /年
7. 匠の家づくり支援事業による市産材使用量	1,875m ³ /年	2,000m ³ /年	1,216m ³ /年
8. 森林技術者数	178人	200人	170人

<指標の説明>

1. 市内で生産された木材の総材積（関係機関、林業事業者、木材流通業者らからの聞き取りにより積算）
2. 地籍調査事業が完了した箇所の実績面積累計
3. 森林経営管理制度の推進に向けて森林境界を明確化するために実施した、森林境界調査事業の実績面積累計（H31～）
4. 森林経営管理制度に基づき、所有者の意向を受けて市が実施した森林整備面積累計
5. 市補助制度：緑の保全事業を使い、間伐事業地から搬出された間伐材の材積
6. 市補助制度：緑の保全事業を使い、間伐事業地から搬出された未利用材の材積
7. 匠の家づくり支援事業及び東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業により、木造建築物に構造材として使用された市産材の材積
8. 過去1年間に30日以上林業に従事した方の数

第3章 高山市の森林づくりの基本方針

1 高山市の森林づくりの基本方針

(1) 基本的方向性

高山市は、日本一広大な森林面積を有し、豊富な森林資源に恵まれています。これらの森林資源を土台に、受け継がれてきた森林文化を守り、育て、活かしながら次世代へ引き継いでいくためには、長期的な視点から持続可能な森林づくりを進める必要があります。

このことから、本市の森林づくりの基本方針における基本的方向性は、次のとおりとします。

100年先を見すえた森林づくり

日本一広い豊かな森林を守り育て、飛騨高山の森林文化を活かし、「環境と経済の好循環」と「未来につなぐ人づくり」を進める。

2 基本施策

戦後植林したスギ・ヒノキの人工林が伐採期を迎え、伐って・使って・植えて・育てるといった循環型林業の構築を図る一方で、水源かん養・温室効果ガス吸収・生物多様性の保全・災害防除など、多様な森林機能の発揮といった経済と環境のバランスが求められています。そのため木材生産と環境保全、それぞれの森林の役割ごとに戦略的かつ計画的に森林整備を進めていく必要があります。

また、スギ・ヒノキに加え、市の森林の約6割を占める広葉樹の有効活用も求められていることから、林業・製材業・建築業・木工業などあらゆる木材関係者の連携により販路を拡大していく必要があります。

このように、豊かな環境と暮らしを守り、活力ある地域社会をつくるため、林業・木材産業等の担い手の確保・育成、さらには木育・森林環境教育による市民の木材や森林に対する意識向上を図る必要があります。また、地球温暖化に資する森林整備や木材利用の推進を図るため、都市部自治体や企業、岐阜県立森林文化アカデミーとの連携など、産業や森林文化を支える人づくり・仕組みづくりにもあわせて取り組む必要があります。

このことから、基本的方向性に沿って的確な施策を講じていくため、次の4つの基本施策により森林づくりに取り組みます。

(1) 循環型林業の構築

戦後植林したスギ・ヒノキの人工林が伐採期を迎えるなか、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環利用が求められています。

また、木材価格の低迷や若い世代への相続等による「山離れ」が進み、森林所有者自身が森林を経営管理することが困難になってきており、市が仲介役となり林業事業者への委託を促すことで、戦略的かつ計画的な森林整備を進めることが求められています。

このため、生産性の高い森林にゾーニングされた箇所を中心に、地籍調査や森林推定地番図の作成、林地台帳の整備等により、森林所有者の特定を図り、所有者の経営管理に対する意向を踏まえた上で、林業事業者による代行整備を促すなど、伐期を迎える人工林における整備の加速化を図ります。その他、スギ・ヒノキ伐採後の広葉樹育成など100年先を見すえた森林資源の転換、林業DX・スマート林業の促進などにより循環型林業の構築を目指します。

(2) 多様な森林機能の発揮

森林は、木材生産といった林業の場だけでなく、水源かん養や温室効果ガス吸収、生物多様性の保全、災害防除などの森林の多様な機能の増進が求められています。

このため、森林の多様な機能を増進していくため、森林環境譲与税の有効活用により、水源を守る森林などの適正な保全・管理、災害に強い森林づくりを進めるとともに、公益的機能に関する普及啓発を図るため、森とのふれあい機会の創出等に取り組みます。

(3) 市産材の利用拡大

豊富な森林資源を土台に、受け継がれてきた飛騨高山の森林文化を守り、育て、活かしながら次世代へ引き継いでいくためには、植林されたスギ・ヒノキの有効活用に加え、市の森林の約6割を占める天然林（広葉樹）の有効活用も求められています。

このため、林業・製材業・建築業・木工業などあらゆる木材関係者が一体となり、スギ・ヒノキ・広葉樹材の販路拡大、多様なサプライチェーンの構築、さまざまな森林資源の有効活用により市産材の利用拡大を図ります。

(4) 森林文化や産業を支える人づくり・仕組みづくり

持続可能な林業や木材産業とするため、多様な産業人材の確保や育成に加え、市民や飛騨高山を訪れるすべての人々に森や木に触れられる環境、森や木を活用した教育などの機会を創出し、森林文化や産業を支える人づくりが求められています。

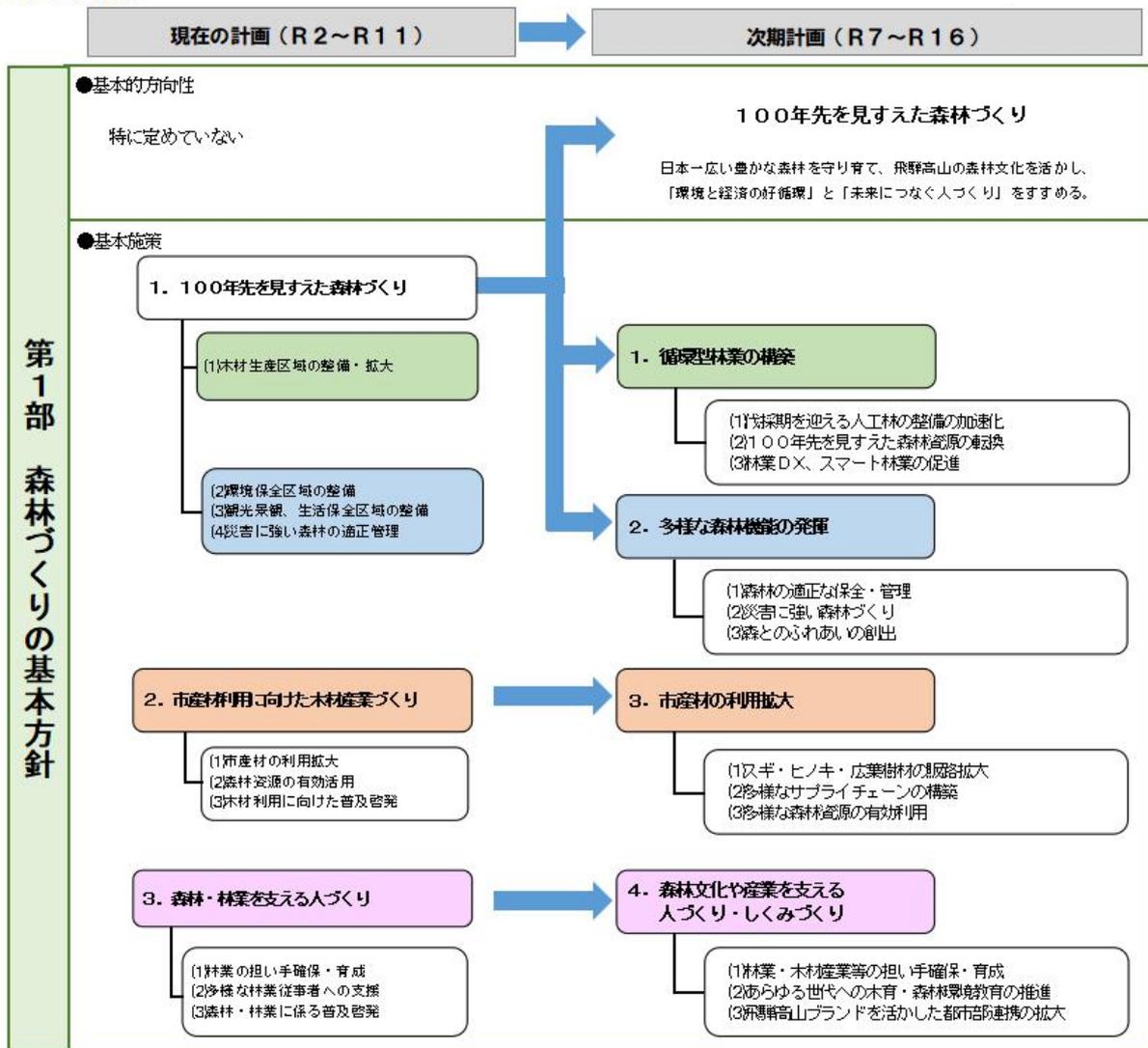
また、森林の整備や保全による脱炭素社会の実現や生物多様性の保全など、地球環境

対策に資する森林づくりを進めるため、都市部自治体や企業、教育機関との連携拡大に向けた仕組みづくりが求められています。

このため、地元高校生、県立森林文化アカデミー学生及び移住希望者の市内就業に向けた支援により、林業や木材産業等の担い手の確保、育成を進めるとともに、あらゆる世代へ木育や森林環境教育を推進することで市民の木や森に対する意識向上を図り、森林文化や産業を支える人づくりに取組みます。

また、都市部の森林環境譲与税を活用した地球温暖化に資する森林整備や木材利用の推進を図る仕組みづくりを進めるため、千代田区との連携による森林整備の取組みを住民交流や企業連携、木材利用などモデル的に広げます。また、飛騨高山ブランドを活かし新たな自治体、企業、教育機関などと連携体制の構築を図ります。

計画の構成



第4章 基本施策ごとの主な取組み

基本施策中の【取組み】における表記方法

- ◎：前計画に記載がなく新規事業として実施している又は実施する取組み
- ：前計画を拡充して取組むもの
- ・：前計画より継続して取組んでいるもの
- ★：森林環境譲与税を活用して取組んでいる又は取組むもの

基本施策1 循環型林業の構築



(1) 伐採期を迎える人工林の整備の加速化

ア 森林境界の明確化の推進

【現状と課題】

- ・戦後植林したスギやヒノキの人工林は伐採期を迎えており、間伐や主伐、再造林などの森林整備の加速化を図る必要がありますが、森林所有者や地域森林精通者（地域の森林を良く知る人）の高齢化・不在化、相続による所有権の分散化等により、境界（所有界・施業界）の不明森林や所有者の探索が困難な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が困難になっています。
- ・このため、境界情報が失われてしまう前に境界の明確化を急ぐ必要がありますが、市では地籍調査による森林境界の明確化を進めていますが、令和6年度末現在の市内森林部の地籍調査進捗率は約17%に留まっており、未実施面積は約1,110km²となっています。現在のペースで地籍調査を行う場合、全市域を完了するまでに180年以上必要なことから、地籍調査未実施森林の境界明確化を地籍調査と並行して進める必要があります。
- ・境界を明確にするには、隣接する森林所有者同士が現地で確認し、杭を設置することが望ましいですが、「高齢のため現地に行けない」、「現地に行っても境界がわからない」、「相続などにより隣接所有者が特定できない」等のケースも増えており、現地での立会を必要としない仕組みづくりなど調査手法の効率化が必要となっています。

- ・また、森林所有者や境界などの情報を効率的かつ効果的に探索するため、林地台帳や森林簿等の精度向上を図る必要があります。

【取組】

（ア）地籍調査や森林推定地番図の作成による森林所有者の特定、境界明確化の推進*

①地籍調査の実施

- ・県が策定する第7次地籍調査10ヶ年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、将来目標区分の木材生産林（森林経営計画が作成されている森林等）を中心に、土地所有者及び境界の確認を進めます。
- 効率的かつ効果的に調査が行えるよう、航空写真や人工衛星を活用して境界を設定する手法の導入について検討を進めます。

②森林推定地番図の作成

- ◎地籍調査が進んでいない地域では、公図上の境界と現地の所有界には大きな乖離があります。そこで、地形図上に公図を配置した「森林推定地番図」を作成し、現地へ行かなくても机上で地番や所有者などの、おおまかな境界情報を容易に確認できるよう境界明確化を図ります。

③森林整備地域活動支援交付金の活用

- ・森林整備地域活動支援交付金の活用により、将来的な森林整備に向けて、森林の所有者境界を明確にする活動を支援します。

（イ）林地台帳、森林の土地所有者届出制度による森林所有者情報の適正管理*

①林地台帳の整備・運用

- 森林整備を行う担い手が、所有者や境界の情報をワンストップで入手し、円滑な森林の経営管理が行える環境を整えるため、森林法に基づき平成31年度より運用が開始された林地台帳制度による林地台帳及び林地台帳地図について、登記簿や課税情報の定期的な更新、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申出、地籍調査、森林推定地番図の作成などにより精度向上を図ります。

②森林の土地所有者届出制度の運用

- ・森林法に基づき平成24年度より運用が開始された、森林の土地所有者届出制度について、市のホームページや広報を通じて、制度の運用について周知します。

イ 森林所有者の林業経営や森林管理意欲の向上

【現状と課題】

- ・木材価格の長期低迷や小規模森林による林業採算性の低下、森林所有者の世代交代等のため、森林所有者の管理・経営に対する意欲が減退しています。
- ・令和2年度より市が実施している森林所有者を対象に森林の経営や管理に関する意向地調査を実施していますが、「林業のことがわからず、どうしてよいかわからない」「自ら経営管理が行えないため、林業事業者へ任せたい」という声が多くなっています。
- ・J-クレジット、G-クレジット制度は、温室効果ガス排出量の削減に向け、二酸化炭素吸収量の見える化が図られる取組みのひとつであり、豊かな森林資源を有する本市にとっては、森林吸収によるクレジット創出により新たな資金循環が生まれ、山村地域の活性化につながる制度と期待されています。
- ・J-クレジット制度には、森林経営計画の作成が必要なこと、申請が複雑で売買成立までに時間を要すること、費用に見合う価格での売買が困難なこと等の課題があります。
- ・G-クレジット制度は、岐阜県独自の森林由来のカーボンクレジット制度で、J-クレジット制度の対象とならない森林で活用できる制度です。

【取組】

(ア) 森林経営アドバイザー配置による森林所有者への適正な助言、指導の実施*

①森林経営アドバイザーの配置

- 森林組合などの職員を「森林経営アドバイザー」として受入れ、森林所有者に対し森林経営管理に関する相談や適正な助言、指導などを行います。

(イ) J-クレジット、G-クレジット制度による新たな森林整備の財源確保、森林価値の向上*

①J-クレジット制度の活用

- ◎森林所有者や林業事業者に対し、J-クレジット制度を普及・啓発するとともに、市有林との一体的な認証申請について連携して取組みます。
- ◎J-クレジットを取得するため、林業事業者等に対し、モニタリング調査に必要な森林の状態を解析したデータの提供、スマート林業推進事業補助金によるICT機器を活用した森林の資源量調査を支援します。

②G-クレジット制度の活用

- ◎市有林においてG-クレジットを創出し、取引実績を紹介するなど、森林所有者や林業事業者に対し、G-クレジット制度の普及・啓発を行います。

ウ 森林経営計画による森林整備の促進

【現状と課題】

- ・本市の森林の所有構造は小規模・分散しています。このため、森林整備の実施にあたって

は、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施する「施業の集約化」を進める必要があります。

- ・この「施業の集約化」を行い「森林経営計画」を作成し森林経営管理を行うことが有効ですが、森林所有者の不在村化や世代交代により林業への関心が薄れ、林業事業者が所有者から施業実施の同意を取得することが困難になり、経営管理が適切に行われていない森林が増加しており、森林経営計画による経営管理が適切に行われるよう対策を進める必要があります。
- ・経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、地域の民間事業者と連携しながら森林の経営管理を進める「森林経営管理法」が制定され、平成31年度より施行されました。
- ・この法律では、所有者に経営管理の責務があることを明確化したうえで、森林所有者自ら経営管理できない森林については、市町村へ経営管理を委託し、その森林のうち林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業事業者に再委託し、林業事業者に再委託しない（できない）森林については、市町村が自ら経営管理を行い、森林の適切な経営管理を確保することとしています。
- ・このため、今後は森林の経営管理の担い手として、「森林所有者」「経営委託を受けた林業事業者」に加え、「市」の3者が連携して取組んでいく必要があります。
- ・継続した森林経営や安定的な木材生産を推進するため、適切な伐採と再生林を促進し、林齢構成を平準化していくことが必要となっています。

【取組】

（ア）森林経営管理制度の活用による人工林の整備推進★

①意向調査の実施

◎手入れ不足の人工林で災害の恐れのある人工林を優先して、森林所有者の経営や管理の意向確認を進めます。

②意欲と能力のある林業事業者への仲介

◎意向調査により、林業事業者への委託管理を希望する森林のうち林業経営に適した森林について、森林所有者と意欲と能力のある林業事業者との仲介を行い、森林経営計画による森林整備を進めます。

③林業に適さない森林の整備

◎意向調査により、林業事業者への委託管理を希望する森林のうち林業経営に適さない森林について、市による代行整備又は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の活用による意欲と能力のある林業事業者による整備について検討します。

（イ）J-クレジット制度による新たな森林整備の財源確保、森林価値の向上★

①J-クレジット制度の有効活用

◎J-クレジット制度は、長期的な森林経営計画による経営管理を図れるとともに、新た

な森林整備の財源として有力であることから、森林所有者や林業事業者に対し、J-クレジット制度を普及・啓発するとともに、市有林との一体的な認証申請について連携して取組めます。

(ウ) 伐期を迎えた人工林の一斉伐採（皆伐）、再造林による人工林の若返りの促進*

○伐期を迎えた人工林の一斉伐採（皆伐）、再造林による人工林の若返りを促進するため、主伐再造林に対する国・県の補助を活用する事業者に対し、市独自の嵩上げ補助を行い、森林所有者の負担軽減を図ります。

(エ) 国・県の補助事業への市独自の嵩上げによる森林整備の促進、所有者負担の軽減*

・適切な森林整備を促進するため、間伐や除伐等に対する国・県の補助を活用する事業者に対し、市独自の嵩上げ補助を行い、森林所有者の負担軽減を図ります。

(オ) 市有林整備の長期委託による個人所有の人工林との一体的な整備の促進

①市有林長期施業委託の推進

- ・森林施業の効率化や規模拡大のため、市有林周辺の民有林と一体的に森林経営計画が策定できる林業事業者への長期施業委託を進めます。
- ・市有林を長期施業委託することで、林業事業者の安定的な事業地の確保を図ります。
- ・5年間の長期施業委託が完了した市有林についても、林業事業者による継続的な森林整備、路網維持管理を進めます。

②市有林の整備・活用

- ・広葉樹施業、主伐再造林など新たな森林整備を展開するにあたり、地域林業のモデル林・試験地として、市有林を活用し、効率的な施業方法を検討します。
- ・市有林の現況を把握するとともに、適切な森林整備に向けて、作業路網の整備等を進めます。

エ 森林管理に必要な情報のデータ管理

【現状と課題】

- ・これまで紙や手作業で行っていた業務を、ITツールやシステムを活用してデジタル化することで業務効率化や情報の共有化を図る必要があります。
- ・森林整備や森林境界明確化など、紙媒体で保存してある資料の電子化、デジタル化による測量結果、施業履歴の保存、活用が求められています。

【取組み】

(ア) 林地台帳や林地台帳地図による森林所有者情報のデジタル管理*【再掲】

①林地台帳の整備・運用

○森林整備を行う担い手が、所有者や境界の情報をワンストップで入手し、円滑な森林の経営管理が行える環境を整えるため、森林法に基づき平成31年度より運用が開始された林地台帳制度による林地台帳及び林地台帳地図について、登記簿や課税情報の定期的な更新、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申出、地籍調査、森林推定地番図の作成などにより精度向上を図ります。

(イ) 地理情報システム(GIS)による各種台帳、施業履歴、測量図などの一元管理*

①森林情報管理システムの整備

- ・森林情報管理システムを整備・活用し、整理した所有者情報を境界明確化に役立てます。
- ・境界明確化の成果品や測量結果、施業履歴などを森林情報管理システムに反映して、森林情報の一元管理体制を進めます。

(2) 100年先を見すえた森林資源の転換

ア 戦略的かつ計画的な森林整備の促進

【現状と課題】

- ・岐阜県第3期基本計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めました。

◇100年先の望ましい森林の配置計画面積(令和5年)

- ①木材生産林 28,987ha (R2:26,020ha)
- ②環境保全林 90,597ha (R2:93,427ha)
- ③観光景観林 6,395ha (R2:4,305ha)
- ④生活保全林 1,419ha (R2:1,152ha)

※前計画においては、木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域としていたものを、本計画より県の名称に統一

※観光景観林と生活保全林は他の区域との重複可

- ・当初(R2)設定した「木材生産林」は、森林経営計画作成済み又は見込みの森林が大半をしめており、環境保全林であっても木材生産に適した森林が埋もれている可能性があり、林業事業者等との情報共有による森林配置計画の見直しを行っています。
- ・「環境保全林」のうち、特に山奥の人工林で手入れがいきとどかない森林については、森林

の公益的機能を発揮するため、針広混交林化等に誘導する整備が求められています。

- ・「観光景観林」では、これまで飛騨美濃せせらぎ街道の整備を行ってきましたが、市内の他の観光道路においても、多くの人を訪れ地域の活性化にも寄与するよう、新緑や紅葉等の美しい風景の形成を目的とした森林整備が求められています。
- ・「生活保全林」では、人家等に接している里山の手入れがされず、倒木により電線や民家等、市民生活に影響のある危険木を除去する等、住民が安全に暮らせるような里山林の整備が求められています。また、イノシシやシカ、クマなどの野生鳥獣が人里付近まで近づき、農産物等の被害が増加しているため、人里と鳥獣の生息域を分ける緩衝地帯（バッファゾーン）の森林整備や管理が必要となっています。
- ・木工業界からは、市産広葉樹の活用が求められていますが、広葉樹の資源量の把握を行い、将来を見据えた有用広葉樹の選木・育成や、スギ・ヒノキ人工林の皆伐後に有用広葉樹林への樹種転換など、木材需要に対応できる生産体制の構築が求められています。
- ・市の林内道路密度（自動車道と公道の計）は、14m/haと岐阜県平均の15m/haを下回っています。今後、森林整備や木材生産を促進するため、高性能林業機械の活用と合わせ、林況・地形・地質に応じた作業道の開設により路網密度を上げていくことが必要となっています。
- ・市が管理する林道は、275路線（総延長598km）ありますが、生活道として利用されている林道と森林整備に直結した林道に分類し、それぞれの性質に応じた維持管理が必要となっています。
- ・適正な森林管理・効率的な木材生産を進めるため、林道との連携により機能が発揮される作業道の適切な維持管理が必要となっています。

【取組】

（ア）森林配置計画に沿った森林整備の推進*

①木材生産林の整備

- ・森林整備地域活動支援交付金の活用により、森林経営計画の作成を支援します。
- ・「緑の保全事業」により、国・県の間伐や主伐再造林などの補助事業に市独自の嵩上げを行います。
- ・林業経営に適した森林については、森林経営計画の作成を促進し、木材生産林の拡大を図ります。
- ・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、間伐材等の搬出支援等により、搬出間伐を促進し、より一層の木材生産を進めます。

②環境保全林の整備

- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、間伐等の促進による健全な森林に誘導します。
- ・森林の持つ公益的機能の維持発揮を図るため、地域の潜在植生を参考に、天然更新を主体としつつ補完的に植栽も行い、針広混交林化・広葉樹林化など、多様な森林づ

くりを進めます。

③観光景観林の整備

- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、せせらぎ街道等の観光道路沿線に加え、景観に配慮した間伐や除伐などの森林整備を進めます。
- ・観光道路沿いの森林の中で安らぐことを目的としたエリアについては、下刈りや在来種の植栽や歩道の整備等を実施します。

④生活保全林の整備

- ・森林所有者や林業関係者に対し、県や市の補助制度等を活用した里山林整備の普及を図ります。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、人家等に接する森林における危険木の除去や、集落周辺における鳥獣の進入を防ぐバッファゾーンを整備し、人と鳥獣の境界を設定します。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業の対象とならない整備について、森林環境譲与税を活用した整備方法について検討します。

(イ) 市有林における広葉樹の資源量調査による人工林と天然林の一体的な整備の推進*

①市有林における広葉樹資源量調査

- ◎県や県立森林文化アカデミーと連携し、市有林内の広葉樹資源量を把握するための調査を実施します。

②人工林と天然林の一体的な整備の推進

- ◎人工林と一体的に施業できる市有林において、樹種や径級などの需要に応じた広葉樹材を育成するため、県や県立森林文化アカデミーと連携し、広葉樹林施業を進めます。

(ウ) 伐採後の広葉樹等への樹種転換による多様な木材需要に対応できる生産体制の構築*

①広葉樹等への樹種転換

- ◎主伐再造林時には有用広葉樹への樹種転換など、多様な木材需要に対応できる生産体制の構築を進めます。

②人工林と天然林の一体的な整備の推進

- ◎林業事業者や製材事業者、木工事業者等と連携し、多様な木材需要に対応できる生産体制の構築を進めます。

(エ) 林道や森林作業道の計画的な整備、維持管理による効率的な木材生産、森林管理の促進*

①林内路網の整備

- ・林道と作業道の利便性を向上し、効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道と作業道を適切に組み合わせた林内路網の整備を進めます。

②作業道の補修・修繕

- ・県の補助制度等を活用し、通行に支障のある作業道の補修・修繕を促進します。

◎森林環境譲与税を活用し、管理者が行う適正な作業道の補修・修繕を支援します。

③林道などの維持管理

- ・林道の維持管理については、森林経営計画策定箇所など森林施業の予定がある路線を優先して進めます。
- 森林環境譲与税を活用し、適正な林道の維持管理を行います。

イ 持続可能な産業基盤づくり

【現状と課題】

- ・飛騨高山森林組合は森林管理の中核的な担い手であり、民有林の整備促進を図るため、その組織強化に向けた支援が必要となっています。
- ・「たかやま林業・建設業協同組合」は、森林技術者が減少する中、建設業と林業が協働で森林づくりに取組むことで、双方の技術習得や安定的な事業や雇用の確保を進める必要があります。
- ・林業事業者の多くは、小規模事業者であり、その約半数については雇用する森林技術者数が5人未満となっています。事業者の健全な経営を維持するための支援や事業量の計画的・安定的確保が必要となっています。
- ・森林所有者が自ら森林整備を実施する自伐型林家が生業として成り立つように技術的、財政的な支援が必要となっています。
- ・1林業経営体当たりの年間林業租収益は低水準であり、林業経営者の経営改善に向けた支援が必要となっています。

【取組】

(ア) 建設事業者、造園事業者など多様な業種の参入など、林業の裾野の拡大と活性化

①建設業との協働による森林づくり

- ・「たかやま林業・建設業協同組合」と連携により建設業から林業への参入を促進し、林業の裾野拡大を図ります。

②小規模林業事業者や造園事業者の参入促進

- ◎国や県の補助制度が活用できない小規模な林業事業者や造園事業者などに対して支援し、林業の裾野拡大と活性化を図ります。
- ・林業機械導入に向けた情報などを提供します。
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金などを活用した地域活動組織による里山林保全や森林資源の利活用等への取組みを支援します。

(イ) 森林組合、自伐林家等の組織体制の育成強化

①森林組合の組織体制の強化

- ・県と連携し、森林経営能力の強化に向けた助言・指導を行います。
- ・森林組合や林業事業者などによる森林技術者の確保や育成への取組みを支援します。

②自伐林家の育成強化

- ・県などと連携し、技術的な支援や補助金の活用に向けた助言・指導を行い、自伐林家の育成強化を図ります。

(3) 林業DX、スマート林業の促進

ア 林業DXの促進

【現状と課題】

- ・森林情報は、従来、行政機関や森林・林業に携わる民間事業者などの関係者の間でのみ共有され、林業の現場において活用されてきました。しかし近年では、森林経営活動に必要な情報が広域化し、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全など国際的な動向を契機に、森林・林業と深い関わりのなかった幅広い分野の企業からも森林への関心が高まっており、より広く森林情報を活用してもらい林業DXの促進につながるよう、森林情報の提供や公開が求められています。

【取組】

(ア) 市が保有する森林関連データの提供、公開などによる林業DXの推進*

- ◎市が保有する森林関連データ（オルソ画像、林相区分図等）など、より広く森林情報を活用してもらえよう、森林情報の提供や公開を進めます。

(イ) 森林の二酸化炭素吸収量を把握するための技術講習会開催など最新技術の習得

- 県立森林文化アカデミーと連携し、森林の二酸化炭素吸収量を把握するための技術講習会の開催情報など、最新技術を習得できる機会の提供に向けて、林業事業者への周知を行います。

イ スマート林業の促進

【現状と課題】

- ・林業は、厳しい自然条件下での人力作業が多いといった特性があり、このことが生産性や安全性を低下させる一因となっています。

- ・これを改善するため、地理空間情報やICT等を駆使する「スマート林業」の取組みが求められています。

【取組】

（ア）デジタル技術の活用、林業機械の貸出支援などによる小規模林業事業体の生産性向上*

◎林業において、木材生産における様々な工程において、生産性の向上や労働安全の確保を図るため、ICT技術を導入する経費や機械化導入に必要な技術習得について支援します。

基本施策 2 多様な森林機能の発揮



(1) 森林の適正な保全・管理

ア 水源かん養機能の増進

【現状と課題】

- ・森林は、森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されるといった水源かん養機能を持っています。
- ・保安林制度により、流域保全上重要な河川への流量調整機能を高度に保ち、洪水を緩和したり、各種用水を確保したりするために必要な森林を、「水源かん養保安林」として指定します。
- ・市では、海外資本等による市内森林・水源地の土地買収が、市民生活に重要な影響を及ぼす可能性があることを鑑み、平成22年度に「海外資本等による森林・水源地買収対応方針」を策定し、情報の収集や共有等に努めています。
- ・県は、岐阜県水源地域保全条例を制定し、平成25年度から指定された水源地域における土地取引について、事前届出を義務付け、水源地域における森林整備基準を定めました。
- ・市では、水道水源の汚濁を防止し、安全で良質な水道水を安定的に確保するため、水源の保護について必要な事項を定める高山市水道水源保全条例を平成27年度に制定しました。
- ・手入れ不足の人工林では、林冠がうっ閉（枝葉が重なって隙間がない状態）し、地面まで届かず下層植生が育たず、地表流や表土流亡が起きやすくなり、水源かん養機能の低下が懸念されます。

【取組】

(ア) 保安林制度、県水源地域保全条例及び市水道水源保全条例による水源地域の指定

①保安林制度

- ・保安林制度の周知に努め、国や県による保安林の計画的な指定を進めます。

②県水源地域保全条例及び市水道水源保全条例

- ・岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域における土地取引の事前届出と水源地域における森林整備基準の運用について、市のホームページや広報を通じて、周知します。
- ・県や市の条例により水源地域を指定し、水源の保全に努めます。

③海外資本等による森林・水源地買収への対応

- ・海外資本等による森林・水源地買収については、関係機関や団体に情報提供を要請し、情報の早期収集に努めるとともに、森林所有者への理解を深めるよう啓発活動を行い未然防止に努めます。

(イ) 木材生産後の森林の天然林化による在来種の回復

①間伐の推進

- ・手入れ不足の人工林に対して、間伐等の適正な管理を行うことで、下層植生の生育を促します。

②天然更新による天然林化

- ・林業に適さない人工林については、伐採後、前生稚樹や自然に落下した種子等から樹木を定着させることで森の更新を図る「天然更新」による針広混交林や天然林化による多様な森林づくりを進めます。

イ 温室効果ガス吸収機能の増進

【現状と課題】

- ・地球温暖化の防止には、温室効果ガスの中でも影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中濃度を増加させないことが重要であり、地球上の炭素循環において森林が吸収源として大きな役割を果たしています。
- ・令和3年10月に決定された国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新たな森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）に基づく適切な森林整備などの取組みを進めることとし、2030年度における森林吸収量の目標値を2,780万t-co₂から3,800万t-co₂に引き上げました。
- ・2050年カーボンニュートラルに貢献するためには、高齢級林では適正な間伐により森林の継続的な成長を確保し、伐採後の原野については、早期に森林に戻るよう確実な更新が求められています。
- ・平成24年度より、東京都千代田区と協定を締結し（令和4年度に協定を延長）共同で市有林を整備し、発生した二酸化炭素吸収量を千代田区で発生する二酸化炭素の穴埋めを行うカーボンオフセットに取り組んでいます。

【取組】

(ア) 人工林の計画的な間伐や皆伐後の適正な再造林による温室効果ガス吸収機能の増進*

①人工林の計画的な間伐の推進

- ・手入れ不足の人工林に対して、間伐等の適正な管理を行うことで、人工林の生育及び下

層植生の生育を促します。

②皆伐後の適正な再生林の推進

○伐期を迎えた人工林の皆伐、再生林による人工林の若返りを促進するため、「緑の保全事業」により国・県の間伐などの補助事業に市独自の嵩上げを行い、所有者負担の軽減を図ります。

○環境保全林内の被害森林や天然更新が困難な森林においては、清流の国ぎふ森林・環境税を活用により再生林を進めます。

(イ) カーボンオフセットなど地球環境温暖化対策に資する森づくりの推進

○森林環境譲与税を活用し、千代田区との連携を深化・多様化させるとともに、他の都市自治体との新たな連携に向けた取組みを進めます。

◎ J-クレジットやG-クレジットによるカーボンオフセットの取組みを官民一体で進めます。

ウ 生物多様性や生態系の保全

【現状と課題】

- ・令和4年12月には、生物多様性条例第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるという目標が掲げられました。
- ・この目標は「ネイチャーポジティブ（自然再興）」と呼ばれており、その成果指標として、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地区や保護地区以外で生物多様性に資する地域（OECM）により保全を図る「30 by 30」目標や農林水産業が営まれる地域の持続可能な経営管理等の目標が掲げられました。
- ・生物相が豊かなわが国において、森林は陸域で最大の生物種の宝庫であることから、森林を「緑の社会資本」として健全な状態で維持し、適切に経営管理を行っていくことが必要です。

【取組】

(ア) いのちの森づくりの取組みなどによる在来種を活かした森林づくり

○その土地本来の森をつくることを通じて、森やまち、人や生き物などを愛する心を守り育てていく、「いのちの森づくり」活動を進めます。

(イ) 木材生産後の森林の天然林化による在来種の回復【再掲】

①間伐の推進

- ・手入れ不足の人工林に対して、間伐等の適正な管理を行うことで、下層植生の生育を促し生物多様性の保全を図ります。

②天然更新による天然林化

- ・林業に適さない人工林の伐採後は、前生稚樹や自然に落下した種子等から樹木を定着させることで森林の更新を図る「天然更新」による針広混交林や天然林化による多様な森林づくりを進めます。

エ 森林被害の防止

【現状と課題】

- ・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が平成21年に市内荘川町で初めて確認され、その後、国府町、上宝町でも発生しました。その後一度小康状態になりましたが、近年再び増加傾向にあり、今後の被害発生や拡大に備えて、情報収集や被害拡大防止体制の確保が必要となっています。
- ・松くい虫の被害が県南部地域から拡大し、高山市に隣接する下呂市、郡上市まで及んでいます。市内で被害が発生した場合に備えた情報収集や対策の検討が必要です。
- ・クマやシカなどによる住民への被害や熊剥ぎ被害、シカによる食害など様々な被害が増加しており、被害の状況に合わせた適切な対策が必要となっています。
- ・平成26年12月の豪雪により発生した倒木により、長期間の停電等、市民生活に多大な影響を及ぼしたことから、倒木の未然防止対策が必要となっています。
- ・民家の裏山などに植林された人工林の樹高が高くなり、日照問題や倒木被害など市民生活への影響が懸念されています。

【取組】

(ア) 森林病虫害調査、獣害調査、山火事予防運動による森林被害の未然防止

①森林病虫害調査、獣害調査

- ・森林病虫害の被害状況を把握し、市民・森林所有者・林業関係者へ情報提供を行います。
- ・松くい虫の被害状況を把握し、市境に近接する地域において被害が発生した場合や市内で被害が確認された場合の対応策について検討を進めます。
- ・カシノナガキクイムシの被害地では伐倒などによる駆除を進めるとともに、高齢化した森林は被害を受けやすいため、伐採し若い森林へ更新することを働きかけます。
- ・クマやシカ、ニホンカモシカなどによる森林被害状況の把握に努めます。

②山火事の予防

- ・毎年3月の山火事予防運動期間など空気が乾燥している時期については、山林内での

たき火、タバコに注意をするよう山火事予防の啓発を進めます。

- ・森林において火入れを実施する際には「高山市森林等の火入れに関する条例」を遵守するよう、制度及び手続きについて周知を進めます。

(イ) バッファゾーン（緩衝帯）の整備による野生鳥獣被害の防止や危険木の除去

①野生鳥獣被害の防止

- ・野生獣による森林被害の防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや保護資材活用など広範な被害対策を進めます。
- ・特別天然記念物であるニホンカモシカについては、植栽木に対する食害を防止するため、国・県など関係機関と協議の上、個体数調整を行います。
- ・クマやシカ、ニホンカモシカなどによる森林被害については、国・県補助事業を活用した緑の保全事業による忌避剤や防獣ネットなど防除施策を支援します。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、人家等に接した森林における危険木の除去や集落周辺における鳥獣の進入を防ぐバッファゾーンを整備し、人と鳥獣の境界を設定します。【再掲】

②危険木の除去

- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、人家等に接した森林における危険木の除去を進めます。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業の対象とされない整備について、森林環境譲与税を活用した整備について検討します。

オ 無秩序な伐採や開発の抑制

【現状と課題】

- ・無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる要因となっており、また、無計画な伐採は森林資源を減少させる恐れがあることから、保安林制度や林地開発制度により、森林の土地について適正な利用の確保が求められています。
- ・森林の有する公益的機能の維持を図るため、森林の伐採が適切に行われていることを担保するため、適切な伐採届による森林の立木の伐採や、伐採後の造林行為の実態把握が必要となっています。
- ・全国では、森林所有者に無断で立木が伐採される、森林窃盗事案も含めた無断伐採事案が問題となっていることから、その未然防止を図るため、伐採造林届出制度の適切な運用や、県、市町村、森林所有者、森林・林業関係者、警察等が連携して行う伐採現場のパトロールなどの関係機関との連携した取組みが重要となっています。

【取組】

(ア) 保安林制度、林地開発許可制度による適正な開発指導

- ・森林の適正な保全及び利用を図るため、防災・環境面に配慮した「保安林制度」、「林地開発制度」の周知を図り、県と連携し適正な指導に努めます。

(イ) 伐採前の届出に基づく適正伐採の指導

- ・適正な立木伐採を促進するため、普通林における「伐採届」、保安林における「間伐届」の適正運用に努め、市のホームページや広報を通じて制度の周知を図ります。
- ・違法伐採を防止し、適確な更新を図るため、伐採届や伐採後の更新の義務など森林計画制度の周知・徹底を図ります。
- ・1 ha 以上の皆伐を実施する箇所（森林法第10条の8第1項及び第15条の届出に係る伐採）に伐採届出旗を設置するよう指導します。
- ・違法伐採や違法開発などが発生した場合、県や警察など関係機関と連携して早期解決を図ります。
- ・水源の保全や山地災害の防止を図る必要のある森林、観光地の景観保全地域や生活環境保全林などを伐採する場合は、伐期、伐区の分散や小面積化、保護樹帯の適正な配置による伐採を指導し、適切な施業を行っていないと認められる場合は、是正を勧告します。

(ウ) 皆伐後の天然更新調査に基づく森林育成の適正化

- ・皆伐後の天然更新について、現地調査にもとづき、適正な森林育成を図ります。

(2) 災害に強い森林づくり

ア 手入れ不足の人工林の解消

【現状と課題】

- ・平成26年12月の豪雪や令和元年の台風15号において倒木による停電被害が拡大したことから、風雪害に強い健全な森林づくりが求められています。また、近年激甚化する集中豪雨に伴う洪水氾濫、山腹崩壊、立木被害などに対し、手入れが遅れている人工林の整備が急務となっています。
- ・国では、令和元年度から森林の災害防止・国土保全機能を早急に強化する観点から森林整備を一層促進するため、森林環境譲与税の前倒しでの増額譲与が行われました。
- ・これを受け市では、森林環境譲与税を活用した森林整備について、災害に強い森林（人工林）づくりを重点的かつ速やかに進めるため、森林経営管理制度に基づき、令和3年度に

「重点区域森林整備事業」を開始しました。

- ・この事業は、災害の起きやすい立地条件に位置する森林であり、かつ大雨による土砂災害を誘発する要因を持った個人所有の人工林を「重点区域森林」と位置づけ、10年以上間伐などの手入れがされていない人工林の保育間伐を実施するものです。
- ・また、伐採木は2次被害の原因とならないよう適切に処理し、隣接地では、住宅や主要道路に倒れこむ恐れのある危険木が確認された場合は、併せて処理を検討することとしています。
- ・重点区域森林の面積は約7,700haと想定しており、令和3年度から令和17年度の概ね15年間での完了を目指しています。

【取組】

（ア）住宅付近の急傾斜地にある手入れ不足の人工林の間伐推進*

①重点区域森林整備事業による間伐の推進

- ◎森林所有者の特定が比較的容易である「地籍調査が完了している森林」を優先的に進めます。
- ◎地籍調査が完了していない森林については、森林推定地番図の作成などにより所有者の特定や森林境界の明確化を行います。
- ◎重点区域森林であっても、森林経営計画を作成することで効果的に整備が進む場合は、意欲と能力のある林業事業者と連携し整備を促進します。

（イ）倒木被害の恐れのある住宅裏山危険木の処理の促進*

- ◎重点区域森林に位置づけられた人工林及びその周辺の森林について、倒木被害の未然防止を図るため危険木の処理を進めます。また、危険木の支援制度について検討します。

イ 壊れにくい路網の整備

【現状と課題】

- ・近年、集中豪雨の頻発など異常気象により激甚化する林道や森林作業道の被害軽減を図る必要があります。

【取組】

（ア）排水処理及び法面保護などによる林道の機能向上*

- ◎災害に強い林道の整備を進めるため、排水処理及び法面保護など林道の機能向上を図ります。

(イ) 森林作業道管理者への支援による作業道の機能向上*

- ◎近年多発する自然災害を踏まえ、壊れにくく持続的に活用できる災害に強い森林作業道の整備を進めるため、森林作業道を管理する団体が取組む維持修繕活動を支援します。

ウ 被災した林道や森林の早期復旧

【現状と課題】

- ・近年、集中豪雨の頻発など異常気象により激甚化する林道や森林の早期復旧を図るため、林道の定期的なパトロールや適切な維持管理が必要です。
- ・被災した林道や森林については、林道災害復旧事業や治山事業などにより、国や県の支援により早急に復旧を図る必要があります。

【取組】

(ア) 定期的な林道パトロールによる被災箇所の早期発見及び災害の早期復旧

①災害の未然防止

- ・雪解け後、豪雨、台風後などの定期的な林道パトロールを行い、被災箇所の早期発見に努めます。

②災害の早期復旧

- ・林道や森林が被災した場合は、国、県等と連携し、山地崩壊や林道災害、倒木被害など、被災箇所の早期復旧を図ります。
- ・災害の防止や倒木被害等発生時の速やかな対応のために、低コストで耐久性が高い災害に強い林内路網の整備を進めます。
- ・安心で安全な市民生活を確保するため、地域間を結ぶ生活道路としても役割を持つ高規格林道等の整備及び維持管理を進めます。

(イ) 林業事業者と連携した治山事業要望箇所の抽出及び県への要望による被災森林の早期復旧

①治山事業の要望強化

- ・災害が発生した森林について早期復旧を図るため、林業事業者と連携などにより、速やかな現地調査を行い、地域住民からの要望を踏まえながら緊急度や市民生活への影響度の高いものから、県に対して治山事業の実施要望を行います。
- ・治山事業実施に必要な保安林指定のため、県と連携し事業対象箇所の森林所有者への保安林指定の同意取得を進めます。

(3) 森とのふれあいの創出

ア 生活環境保全林の整備・活用

【現状と課題】

- ・市民らの安らぎの場または子ども達が自然体験学習を行う場として、市内に7箇所の生活環境保全林を設置していますが、利用者の増加に向けて、市民などに周知することが必要となっています。
- ・生活環境保全林内の施設の一部は経年劣化が進んでおり、利用者の安全確保を図るため、適正な維持管理を行うことが必要となっています。

【取組】

(ア) 生活環境保全林に設置された遊歩道などの適正な維持管理による森林空間の機能保全

- ・子どもから高齢者まで、だれもが安全に利用しやすい森林空間の機能保全を図るため、遊歩道等施設の適切な維持管理と整備を行います。
- ・施設の利用を拡大するため、ホームページや広報などを活用し、市民や都市地域などへのPRを行います。
- ・施設の有効利用を図るため、地域活性化に取り組む団体などと連携して、効果的な活用が図れるような仕組みづくりを進めます。

イ 森林を活用した様々なサービスの提供

【現状と課題】

- ・近年、人々の価値観やライフスタイルの変化にともない、森林空間を積極的に活用したいという期待が高まり、森林へのニーズが多様化しています。
- ・豊かな価値を有する森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用することで、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す、森林サービス産業の育成に取り組む必要があります。

【取組】

(ア) 展望台等の施設整備による森林の魅力を感じる機会の提供*

- ◎森林空間を健康、観光、教育などの多様な分野で活用し、森林の新たな魅力を感じる機会を提供するため、県と連携し展望台や歩道等の整備を支援します。

(イ) 県が設置する協議会への市内事業者の参加などによる市内森林サービス産業の上質化

◎森林サービス産業の上質化を図るため、令和4年度に県が設置した森林サービス産業を推進する協議会「ぎふ森のある暮らし推進協議会」への市内事業者の参加を促します。

(ウ) 森林浴や森林体験などによるグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進

- ・森林浴や森林体験などによるグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進するため、市内の様々な団体と連携を図ります。

ウ 森林景観の保全

【現状と課題】

- ・森林の景観には、ストレス軽減やリラックス効果、心身の健康の向上など、さまざまな効果があります。
- ・里山や観光道路沿いなど、市民生活に身近な森林や観光資源として期待できる森林においてその魅力を向上するためには、景観形成を目的とした森林整備を行う必要があります。

【取組】

(ア) 沿道修景による観光資源としての森林の魅力向上

- ・飛騨美濃せせらぎ街道など、観光道路として優れた森林景観の形成を図るため、岐阜県観光景観林整備事業を活用し、不要木の除去等を行い地域の観光資源としての森林の魅力向上を図ります。

基本施策3 市産材の利用拡大



(1) スギ・ヒノキ・広葉樹材の販路拡大

ア スギ・ヒノキ等の販路拡大

【現状と課題】

- ・針葉樹材が最も使われるのは木造住宅ですが、民間シンクタンクの予想では、年間住宅建設戸数が令和20年には令和2年に比べ半減するとされています。
- ・市では、平成21年度より「匠の家づくり支援事業補助金」により市産材住宅の建設促進に向けた取組みを進めており、引き続き継続的な支援が必要です。
- ・スギ圧縮材など新しい加工技術の開発が成果をあげており、更なる新技術や新製品の開発を促進し、販路を拡大することが必要です。

【取組】

(ア) 匠の家づくり支援事業における内装材などの支援拡大による市産材の活用促進*

○木材需要の大部分を占める木造建築における市産材の利用拡大を図るため、「匠の家づくり支援事業補助金」における内装材などの支援を拡大します。

(イ) スギ圧縮技術などの新技術の活用による新製品の開発促進

- ・木材産業関係者と連携して、スギの圧縮材など新しく開発された市産材製品の利用拡大を進めます。

イ 広葉樹材の販路拡大

【現状と課題】

- ・市内の家具メーカーでは、世界的にLC³CM（ライフサイクルカーボンマイナス※）を重視するで、市産広葉樹への期待が大きくなっています。
- ・市内では、事業者数社が独自の広葉樹サプライチェーンを作るなど民間レベルで広葉樹活用の取組みが始まっています。
- ・近年、バイオマス発電所などへのチップ需要も高まっています。
- ・持続的に広葉樹材が生産できるような環境づくり・仕組みづくりは、飛騨地域という枠組

みの中で取組んでいくことが有効です。

【取組】

(ア) 定期的な勉強会、検討会の開催などによる林業、木材産業、建築業、木工業等の連携拡大*

- ◎林業、木材産業、建築業、木工業等の連携強化を図るため、県が設置する「飛騨地域持続可能な森林づくり連絡会議」などにより定期的な勉強会、検討会を開催します。
- ◎樹種や径級などの需要に応じた広葉樹材の育成を進めるため、スギやヒノキの人工林と一体的に木材生産が行える市有林において広葉樹の資源量を把握するための基礎調査を進め情報提供を行います。

ウ 非住宅への販路拡大

【現状と課題】

- ・市では、平成23年度に高山市公共施設等木造化方針を策定し、小学校や保育園などの大型公共施設の木造化や内装木質化に積極的に取り組んでいますが、中高層の店舗、事務所など非住宅の木造化率は低い状態となっています。
- ・今後、非住宅への市産材の販路拡大のためには、市民や企業の木材利用に対する理解の醸成が必要となっています。

【取組】

(ア) 公共施設の木造化や内装木質化による民間施設への木材利用の普及促進*

- ・民間施設への木材利用の普及を促進するため、高山市公共施設等木造化方針に基づき、市産材を利用した公共施設等の木造化・内装木質化、学童机・椅子の更新等を行い公共施設の木造化や内装木質化を進めます。
 - ・木造建築物の心理面、環境面などの効果を広く周知し、店舗や事務所などの建築物においても、木造化・内装木質化を促進します。
- 公共施設等の木造化・木質化や木育等の取組みを通じて、市民が木と触れ合う機会を提供し、木の良さを伝えます。

エ 都市部への販路拡大

【現状と課題】

- ・近年、耐震性能や防火性能等の技術革新、建築基準の合理化により、建築物における木材利用の可能性は大きくなっています。

- ・木材は、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できることから、温室効果ガスの排出削減など、脱炭素社会の実現を担う材料として期待されています。

【取組】

（ア）市内事業者との連携による都市部自治体の公共施設における市産材利用の促進*

◎都市部自治体の公共施設における市産材の利用促進を図るため、東京都千代田区や港区、神奈川県川崎市などの連携している都市部自治体が主催するイベントなどへ出展し、関係構築を図ります。

（イ）都市部自治体が設置する協議会との連携などによる都市部と市内事業者とのビジネスマッチングの促進*

◎都市部建築関係者等と市内事業者等の木材ビジネスを促進するため、神奈川県川崎市が設置する協議会「川崎市木材利用促進フォーラム」主催のビジネスマッチングイベントへ市内事業者と積極的に参加し、企業間連携を進めます。

（ウ）都市部イベントでの木製品展示や木工体験イベント開催による情報発信や商品力の向上*

- ・東京都港区が設置する協議会「みなと水ネットワーク会議」が主催する木材製品展示会へ市内事業者と積極的に参加し、企業間連携を進めます。

（２）多様なサプライチェーンの構築

ア 広葉樹材サプライチェーンの構築

【現状と課題】

- ・市内の家具メーカーでは市産広葉樹への期待が大きくなっていますが、輸入材へ転換した経緯から、川上、川中とのサプライチェーンが途切れており再構築が必要となっています。

【取組】

（ア）広葉樹活用シンポジウムの開催などによる林業、木材産業、建築業、木工業等の課題の共有、連携の強化*

◎広葉樹の取組みを飛騨地域の関係者が共有して進めるため、林業、木材産業、建築業、木工業等の関係者による広葉樹利用促進シンポジウムを開催します。

(イ) 定期的な勉強会、検討会の開催などによる林業、木材産業、建築業、木工業等の連携拡大*

【再掲】

- ◎林業、木材産業、建築業、木工業等の連携拡大を図るため、県が設置する「飛騨地域持続可能な森林づくり連絡会議」などにより定期的な勉強会、検討会を開催します。
- ◎樹種や径級などの需要に応じた広葉樹材の育成を進めるため、スギやヒノキの人工林と一体的に木材生産が行える市有林において広葉樹の資源量を把握するための基礎調査を進め情報提供を行います。

イ 針葉樹材サプライチェーンの構築

【現状と課題】

- ・市産材の利用拡大に向けて、木材生産から製材、建築、木工業者への木材流通に係る事業者間の連携強化が必要となっています。
- ・市産材の利用量を増加させるため、流通の効率化を目指して、素材生産業者・製材業者等との連携体制を構築し、市産材の供給力の強化を進めます。
- ・市産材の利用を促進するため、建築・木工業者と連携し、市産材の一層の需要拡大を進めます。
- ・森林資源の成熟に伴い大径材の流通が増加していますが、大径材に対応できない製材機もあり、今後、対応可能な機械の導入などを研究していくことが必要となっています。

【取組】

(ア) 県が設置する協議会への参加による林業、木材産業、建築業、木工業等の連携の拡大

- ◎林業、木材産業、建築業、木工業等の連携拡大を図るため、県が設置する「飛騨地域持続可能な森林づくり連絡会議」などにより定期的な勉強会、検討会を開催します。**【再掲】**

(イ) 市内製材業者や木材加工業者、工務店等との連携による大径木の利用促進

- ・飛騨高山森林組合木材製品流通センターをはじめとした市内製材業者が、大径材に対応できるよう、県や加工業者、工務店等と連携し、研究を行います。

(3) 多様な森林資源の有効活用

ア 伐採した木材の搬出促進

【現状と課題】

- ・ 厳しい地形や地理的条件等により、搬出コストなどの観点から、やむを得ず森林内に残置される未利用材（林地残材）が多く発生しています。
- ・ より一層、市産材を無駄なく利用するためには、木材のカスケード利用など、未利用材の有効活用が求められています。

【取組】

（ア） 施業方法の見直し、路網整備、架線集材などによる間伐材の搬出コストの低減*

- ・ 間伐材の搬出コストを削減するため、高性能林業機械を十分に活用でき、効率的な木材運搬も踏まえた一体的な路網整備を進めます。また、路網整備にコストがかかる急傾斜地等については、架線集材による施業を検討します。

（イ） 木材搬出量の増大に向け、間伐に加え皆伐に対する搬出支援の検討*

- ・ スギやヒノキ等の針葉樹材だけでなく有用広葉樹材も含む市産材搬出量の増大に向け、間伐及び皆伐時に広葉樹搬出が一体的に行えるよう、必要な路網整備や架線集材等の搬出支援について検討を進めます。

イ 未利用資源の有効活用

【現状と課題】

- ・ 厳しい地形や地理的条件等により、搬出コストなどの観点から、やむを得ず森林内に残置される間伐材が多く発生しています。
- ・ 県内では、木質バイオマス発電施設の建設により、バイオマス燃料の需要の増加が見込まれます。

【取組】

（ア） 間伐材搬出支援による森林所有者の間伐意欲の増進

- ・ 森林所有者や個人の林業者の森林経営意欲の喚起と林地残材の有効活用を図るため、間伐事業地に放置された間伐材の搬出や取引等を支援します。

（イ） 伐採後林内に放置される未利用材のバイオマスなどへの利用促進

- ・ ペレット・薪ストーブの導入や薪、チップ等に活用される未利用材の搬出経費に対する助成を行い、木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。
- ・ 高性能林業機械等の活用により、伐採した樹木をそのままの状態でも林道際まで運び出し、優良部材は建築用に活用し、先端部分が細い材や曲り材は、合板・木質バイ

オマス燃料などに利用するなど、森林資源を無駄なく活用していくカスケード利用を進めます。

ウ 特用林産物の利用拡大

【現状と課題】

- ・特用林産物のうち、本市では、原木・菌床シイタケ、セラミック炭、ウルシ、山椒などが栽培、生産されています。このうちキノコの生産資材には主に広葉樹を用いており、市産広葉樹の安定供給が課題となっています。
- ・木炭やウルシ、高原山椒など古くから地域独自の生業になっている特用林産物の事業継承や利用拡大を強化する必要があります。

【取組】

(ア) 菌床しいたけ、木炭、ウルシ、山椒などの生産拡大による地域に伝わる固有の特用林産物を使った事業の継承と拡大

- ・菌床しいたけ生産の基となるオガコの安定供給を図るため、県が支援するオガコを供給する資源林の整備等について連携して取組めます。
- ・セラミック炭やウルシ、高原山椒など地域に伝わる固有の特用林産物の事業継承や利用拡大を図るため、県が行う薪や木炭等の供給体制を強化するため生産者支援や高原山椒の育苗・生産等技術検証等について連携して取組めます。
- ・クロモジやヒノキのアロマオイルへの活用など未利用材による新製品・新用途開拓を進めます。

基本施策4 森林文化や産業を支える人づくり・しくみづくり



(1) 林業・木材産業等の担い手確保・育成

ア 就業による担い手確保

【現状と課題】

- ・本市の森づくりを支える森林技術者数は、平成4年度には363人でしたが、平成22年には161人まで減少しました。その後、建設業の参入により平成24年度には191人にまで回復しましたが、平成27年度に160人まで減少し、令和5年度は170人と増加傾向にあります。
- ・近年、森林整備が保育から木材生産にシフトしたことにより、木材生産を担う技術者は増加していますが、架線集材技術者の育成確保が課題となっています。
- ・また、保育を担う技術者が減少しており、今後の再生林や下刈、除伐等の保育作業に支障が生じる恐れがあります。

【取組】

(ア) 移住者や県立森林文化アカデミー学生への市内就業支援による担い手の確保*

① 移住者への支援

- 県外から市内への移住・定住の促進及び「将来の林業を支える人を呼び込む」ため、林業事業者へ就業する移住者に対し、高山市林業就業移住支援金を交付します。

② 岐阜県立森林文化アカデミー学生への支援

- 優秀な林業関連技術者の育成確保を図るため、岐阜県立森林文化アカデミー卒業後、市内で林業関連技術業務に従事しようとする学生に対し、修学に必要な経費を補助します。

③ 「森のジョブステーションぎふ」との連携

- ・多様な森林技術者を確保するため、「森のジョブステーションぎふ」を通じて、インターネットやSNSを活用した林業のPR活動を実施します。
- ・中途採用者の林業への就業を促進するため、「森のジョブステーションぎふ」を通じて、都市部等で開催される就業ガイダンスへの参加、オンライン就業相談会や県内ハローワークと連携した就業相談会を実施します。
- ・「森のジョブステーションぎふ」と連携し、求職者と市内求人者の効果的なマッチングを図ります。

(イ) 林業や製材現場の見学、インターンシップ支援による就業希望者と市内事業者とのマッチングの創出*

① 学生等と事業者のマッチング支援

◎市内での林業や木材産業での就業につなげるため、高校生や大学生、岐阜県立森林文化アカデミー学生などを対象に、林業や木材産業の企業や現場を訪問するバスツアーの開催、就職説明会やインターシップの開催情報の発信など、林業や木材産業への就職を希望する学生等と事業者のマッチングを行います。

② 「森のジョブステーションぎふ」との連携

・就業時のミスマッチを防ぎ早期離脱者を減らすため、「森のジョブステーションぎふ」を通じて、就業希望者に向けた林業体感・見学セミナーや、林業就業支援講習を実施します。

(ウ) 森林や林業に対する若者層の意識啓発と「なりわい」としての担い手育成*

① 市内小中学校等へのキャリア教育の実施

◎若年層への林業や木材産業に対する「なりわい」としての興味・関心を高め、将来の森の担い手を育成するため、飛騨木遊館運営協議会等との連携により、保育園や幼稚園、小中学校等を対象に木育や森林環境教育による出前授業を実施します。

② 関係事業への高校生等の参画

◎地元の高中生や岐阜県立森林文化アカデミー学生等への、林業や木材産業への市内就業に対する興味・関心を高め、卒業後の就業につなげるため、林業・木材産業事業者等との連携により、市民向けの木育イベントや千代田区交流イベントなどの企画運営を一緒に行う機会を創出します。

イ 技術者の育成・定着

【現状と課題】

- ・森林整備に必要な森林技術者を増やしていくためには、新規就業者の確保だけでなく、確保した技術者の人材育成に取組み、継続的な就業につなげることが重要です。
- ・伐倒などの森林技術だけでなく、架線集材や製材技術などの熟練技術の継承が必要となっています。

【取組】

(ア) 架線集材技術、製材技術など熟練技術の継承への支援の検討*

① 森林技術の継承

・保育作業や林内路網の開設、伐採・搬出技術などあらゆる技術を持った森林技術者の

養成するため、県が行う研修等の情報を林業事業体へ情報提供します。また、林業事業体の森林技術継承への取組みに対するニーズを把握し、必要な支援について検討します。

- 架線集材ができる技術者を育成するため、県が行う林業事業体等に向けたOJT研修への支援や、資格取得に向けた講習会等の情報を、林業事業体へ情報提供します。また、林業事業体の森林技術継承への取組みに対するニーズを把握し、必要な支援について検討します。

②製材技術の継承

- ◎製材などの木材加工業が安定的に事業を継続できる環境づくりを進めるため、事業体の製材技術継承への取組みに対するニーズを把握し、支援策について検討します。

③木造建築技術の継承

- ・市産材を活用する伝統建築技術の後継者育成を推進するため、市内の建築関係団体等と連携し、県が認定する「匠の国・岐阜県伝統建築家」の市内候補者の選定を進めます。

(イ) 緑の雇用制度やきこり養成塾による新規森林技術者の技術向上、定着促進

- ・新規森林技術者の早期技能習得を促進するため、林業事業体に対し緑の雇用制度やきこり養成塾などの国や県の支援制度の活用を促します。

ウ 労働・雇用環境の向上

【現状と課題】

- ・森林整備に必要な森林技術者を確保するためには、新規就業者の確保、確保した技術者育成の他、離職者を減らすことも必要です。
- ・岐阜県の林業死傷災害発生件数が全国ワースト7位（令和2年）という状況を改善し、安全で魅力的な職場環境を実現することが必要です。

【取組】

(ア) 県が設置する協議会との連携など官民一体となった安全な労働環境の整備・改善強化

- ◎県内で働く林業及び木材製造業の従事者が安全で安心して働くことができる労働環境を実現するため、行政機関、関係団体、事業体等により組織する「岐阜県林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会」との連携により、官民一体となった安全な労働環境の整備や改善を強化します。
- ◎林業において、木材の生産性の向上や労働安全の確保を図るため、様々な工程においてICT技術の活用や機械化といったスマート林業を推進します。
- ・森林技術者の定着率を高めるため、安定した収入確保に向けた月給制やワークライフバラ

ンスの実現に繋がる週休2日制の導入、年次有給休暇の付与など、県と連携し林業事業者の経営者層に働きかけます。

- 林業事業者が安定的に事業地を確保でき、森林技術者の通年雇用につながるよう、計画的に市有林の長期施業委託や重点区域森林整備事業などを進めます。

(2) あらゆる世代への木育・森林環境教育の推進

ア 民間活力による木育等の推進

【現状と課題】

- ・県では、豊かな森林や木と共生する文化を次世代につなぐため策定した「ぎふ木育30年ビジョン」を実現するため、「ぎふ木遊館」、「森林総合教育センター（morinos）」を整備しました。
- ・市では、幼児期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対して責任のある行動をとることができる人材づくりを進める必要があることから、県と連携し、飛騨木遊館運営協議会に対し支援を行い、ぎふ木遊館サテライト施設「ひだ木遊館木っずテラス」を令和6年度に整備しました。
- ・今後は「ひだ木遊館木っずテラス」を拠点として、民間活力による木育や森林環境教育を市全体に広く普及させる必要があります。

【取組】

(ア) 「ひだ木遊館」の運営支援など民間主体となる木育活動への支援による多様な森林機能を学ぶ場及び木と触れ合う場の提供*

- ◎多様な森林機能を学ぶ場及び木と触れ合う場を提供し、森林に対して責任のある行動をとることができる人材づくりを進めるため、飛騨木遊館運営協議会が「ひだ木遊館木っずテラス」を拠点に行う幼児期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育の取組みを支援します。
- ◎「ひだ木遊館」が、次世代を担う子どもたちへ森や木への関心を高めると同時に郷土愛や地域産業への関心も高め、定住化や将来の林業・木材産業の担い手につながる場となるよう、林業や木材産業事業者が連携し運営できるよう活動を支援します。

イ 世代に応じた木育等の推進

【現状と課題】

- ・木育や森林環境教育を市全体に広く普及させるためには、民間の活力を呼び込む必要があります。民間主導で指導者の育成やプログラム開発を進める必要があります。
- ・子どもへの木育・森林環境教育については、保育園や幼稚園、小中学校、高等学校など保育や教育活動に取り組むことが効果的であるため、学校等と連携して進める必要があります。

【取組】

（ア）保育園、幼稚園、小中学校及び義務教育学校等への出前講座、林業体験などによる森林のはたらき、林業、木材産業の学習機会の提供*

- ◎林業体験などによる森林のはたらき、林業、木材産業の学習機会を提供するため、飛騨木遊館運営協議会や岐阜県森林総合教育センター（通称：モリノス）と連携し、保育園、幼稚園、小中学校及び義務教育学校等への出前講座を実施します。

（イ）森林や林業に対する若者への意識啓発と「なりわい」としての担い手育成*【再掲】

①市内小中学校等へのキャリア教育の実施

- ◎若年層への林業や木材産業に対する「なりわい」としての興味・関心を高め、将来の森の担い手を育成するため、飛騨木遊館運営協議会等との連携により、保育園や幼稚園、小中学校等を対象に木育や森林環境教育による出前授業を実施します。

②関係事業への高校生等の参画

- ◎地元の高校生や岐阜県立森林文化アカデミー学生等への、林業や木材産業への市内就業に対する興味・関心を高め、卒業後の就業につなげるため、林業・木材産業事業者等との連携により、市民向けの木育イベントや千代田区交流イベントなどの企画運営を一緒に行う機会を創出します。

（ウ）森林講座、林業体験イベント開催などによる森林や林業・木材産業への理解醸成*

- ・森林の多面的機能や林業等について理解を深めるため、学校や行政機関、林業・木材産業関係機関が連携し、あらゆる世代を対象とした木育活動の場を提供します。
- ◎木育・森林環境教育の全市展開を図るため、林業・木材産業関係者と連携し、それぞれの支所地域の特色を生かした木育ワークショップを実施します。

ウ 緑の募金の活用

【現状と課題】

- ・昭和25年より進められてきた「緑の羽根募金」運動は、平成7年に「緑の募金法」が制定され、「緑の募金」を通じたボランティアによる森林づくりが、国内はもとより地球規模

で進められています。

- ・高山市においては、「高山市緑化推進委員会」が公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の支部組織として市内の森林整備や緑化の推進を図る活動を行っています。
- ・本市でのこれまで募金は、家庭募金として個人からの寄付が中心でしたが、今後は企業や団体からの寄付を募り、市内での森林ボランティア活動の推進を図る必要があります。

【取組】

(ア)「緑の募金」を活用した森林整備、植樹祭、普及啓発活動などによる市民参加の森づくり活動の推進

①緑の募金活動

- ・市民参加の森づくり活動を推進するため、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会と連携し、「緑の募金」を活用した森林整備、植樹祭、普及啓発活動を進めます。

②緑の少年団の活動支援

- ・市内の小中学校が森林学習活動をより効果的に行うことができるよう、緑の少年団の結成を促進し活動を支援します。

③森の教室の開催

- ◎市内の保育園や幼稚園の園児が、森林との関わりを楽しく学ぶ場を提供するため、公益社団法人国土緑化推進機構が開催する「森の教室」を市内で実施します。

(3) 飛騨高山ブランドを活かした都市部連携の拡大

ア 千代田区との連携深化

【現状と課題】

- ・平成24年度に東京都千代田区と「千代田区と高山市の森林整備実施に係る協定」を締結し、一之宮地域の市有林を「ちよだ・たかやまの森」と命名し、共同で間伐等の整備を行い、整備を通して得られる二酸化炭素吸収量を、千代田区内で発生する二酸化炭素排出量と埋め合わせするカーボンオフセットの取組みを進めています。
- ・令和4年度からは、「2005年脱炭素社会実現に向けた連携協定」に名称を変更し、森林整備の他、木材利用や再生可能エネルギー活用、それぞれの住民への環境学習の提供などを進めることにしています。
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組みを都市部で拡大するため、千代田区との連携を深化させ「都市部連携モデル」を構築する必要があります。

【取組】

(ア) 森林環境譲与税を活用した市有林の共同整備によるカーボンオフセットの推進*

○森林のない千代田区において森林整備によるカーボンオフセットを推進するため、それぞれに譲与される森林環境譲与税を活用し、市有林の共同整備を進めます。

(イ) 住民交流森イベントの開催、都市部での市産材利用などによる自治体連携モデルの構築*

①区市民交流森林体験イベントの開催

◎それぞれの住民が環境学習をできる場を提供するため、共同整備を行っている市有林において、千代田区民と高山市民が一緒に行う森林体験イベントを共催で開催します。

◎市有林の共同整備における千代田区民への理解醸成を図るため、市内の林業・木材産業事業体や地元高校生と連携し、千代田区が主催する区民向けイベントにて木育ワークショップを実施します。

②木材利用の推進

◎木材利用による脱炭素化を図るため、高山市内で生産された木材の千代田区内での利用拡大に連携して取組みます。

③住民、企業等の協働の促進

◎双方の住民や企業等による脱炭素社会の実現に向けた多様な活動・事業の促進を図るため、協働して取組みます。

④都市部自治体連携モデルの構築

○森林のない又は少ない都市部自治体との連携拡大を図るため、千代田区との連携の深化・多様化によるモデル事業を構築します。

イ 新たな自治体との連携拡大

【現状と課題】

- ・東京都港区では、国産材の活用を通じて、林業の活性化及び脱炭素社会の実現に貢献するため、連携自治体の木材を使用する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を実施しており、市では、平成23年度、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結し、港区が設置する「みなと森と水ネットワーク会議」に参加しています。
- ・神奈川県川崎市では、典型的な木材消費地である特徴と強みを生かし、国産木材の利用促進・普及を図ることを目的に、平成27年度に「川崎市木材利用促進フォーラム」を設立しており、市では、令和2年度から参加しています。
- ・東京23区に対し実施した調査によると、自治体連携に前向きな意向を示した特別区のほとんどが、想定される連携先に既存連携のある自治体（姉妹都市、友好都市、包括協

定、防災協定、既存交流)と回答しており、まずは既存の連携自治体との連携を強化したうえで新たな自治体との連携拡大を図る必要があります。

【取組】

(ア) 都市部自治体の森林環境譲与税を活用した新たな連携による地球温暖化対策に資する森林整備、木材利用の推進*

① 東京都港区との連携

・東京都港区内の公共施設や民間建築物等での市産材の利用拡大を図るため、港区が運営する「みなと水ネットワーク会議」が主催する木材製品展示会へ市内事業者と連携し、積極的に参加します。

② 神奈川県川崎市との連携

◎東京都港区内の公共施設や民間建築物等での市産材の利用拡大を図るため、川崎市が運営する「川崎市木材利用促進フォーラム」が主催するビジネスマッチングや木育イベント等へ市内事業者と連携し、積極的に参加します。

③ 新たな都市部自治体との連携

○都市部自治体の森林環境譲与税を活用した新たな自治体との連携を拡大するため、千代田区等との連携モデルの深化・多様化を図ります。

ウ 岐阜県立森林文化アカデミーとの連携強化

【現状と課題】

- ・令和2年度、岐阜県立森林文化アカデミーと森と木に関わる人材育成をはじめ、多様な分野で包括的に連携・協力し、持続可能な森林の保全整備・利活用を通じて地域社会の発展に寄与することを目的に「高山市と岐阜県立森林文化アカデミーとの森と木と人を育む連携協定」を締結し、森林の保全整備、市産材の利用、森林空間の活用、木育の推進及びこれらの取組みに係る人材の確保・育成に関する事項について、連協・協力し取り組んでいます。
- ・有望な学生を確保するためには、多様な分野での連携に加え、インターンシップなどにより学生が直接市内の事業者と接点を持つ機会を創出する必要があります。

【取組】

(ア) 人材育成をはじめ、多様な分野での連携・協力による持続可能な森林の保全整備・利活用の推進

・人材育成をはじめ、多様な分野での連携・協力による持続可能な森林の保全整備や利活用を図るため、岐阜県立森林文化アカデミーとの連携協定を継続し多様な取組みを進め

ます。

(イ) 移住者や県立森林文化アカデミー学生などへの市内就業支援による担い手の確保*【再掲】

①移住者への支援

○県外から市内への移住・定住の促進及び「将来の林業を支える人を呼び込む」ため、林業事業者へ就業する移住者に対し、高山市林業就業移住支援金を交付します。

②岐阜県立森林文化アカデミー学生への支援

○優秀な林業関連技術者の育成確保を図るため、岐阜県立森林文化アカデミー卒業後、市内で林業関連技術業務に従事しようとする学生に対し、修学に必要な経費を補助します。

③学生等と事業者のマッチング支援【再掲】

◎市内での林業や木材産業での就業につなげるため、高校生や大学生、岐阜県立森林文化アカデミー学生などを対象に、林業や木材産業の企業や現場を訪問するバスツアーの開催、就職説明会やインターシップの開催情報の発信など、林業や木材産業への就職を希望する学生等と事業者のマッチングを行います。

(ウ) 森林や林業に対する若者への意識啓発と「なりわい」としての担い手育成*【再掲】

◎地元の高中生や岐阜県立森林文化アカデミー学生等への、林業や木材産業への市内就業に対する興味・関心を高め、卒業後の就業につなげるため、林業・木材産業事業者等との連携により、市民向けの木育イベントや千代田区交流イベントなどの企画運営を一緒に行う機会を創出します。

エ 企業との連携拡大

【現状と課題】

- ・近年、地球温暖化に加え、生物多様性の保全など環境問題への社会的関心が高まるなか、森林の有する山地災害防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収源などの機能が強く評価され、これらの公益的機能の向上に貢献することができる「森林づくり」に参加する企業が増えています。
- ・平成20年度から岐阜県による「企業の森制度」が開始され、県内ではこれまで企業との協働による森林づくり協定を37件締結しており、高山市内では2件となっています。

【取組】

(ア)「企業の森制度」を活用した森林整備、植樹祭、普及啓発活動など市民、NPO、企業などが連携した森林づくりの推進

- ・企業との連携による森林づくりを進めるため、岐阜県が進める「企業の森制度」により

都市部企業などが市内で行う森林づくりによる社会貢献活動を協働で進めます。

- 都市部と市内企業による脱炭素社会実現に向けた多様な活動・事業を促進するため、千代田区等の連携自治体と協働して取組めます。

[基本施策の指標]

本計画における主な指標の基準値、目標値は次のとおりです。

指標名	現状値 (R5)	目標値 (R10)	目標値 (R16)
1. 木材生産量	92,765m ³ /年	150,000m ³ /年	150,000m ³ /年
2. 地籍調査実施面積 (対象面積119,746ha)	22,306ha	24,800ha	37,800ha
3. 匠の家づくり支援事業による市産材使用量	1,216m ³ /年	1,500m ³ /年	1,500m ³ /年
4. 森林技術者数	170人	185人	185人
5. ひだ木遊館入館者数	0人	45,000人	105,000人
6. 「身の回りに木や森に親しむ環境が整っていると感じている市民の割合	63.7%	↗	↗
7. 「地元の農産物や木材が広く消費され、農畜産業や林業が活性化している」と感じている市民の割合	49.0%	↗	↗
8. 「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	68.9%	↗	↗
9. 「地域を支える担い手を確保できる環境が整っている」と感じている市民の割合	27.2%	↗	↗

<指標の説明>

1. 市内で生産された木材の年間総材積 (関係機関、林業事業者、木材流通業者らからの聞き取りにより積算)
2. 地籍調査事業が完了した箇所面積の累計
3. 匠の家づくり支援事業及び東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業により、木造建築物に構造物材として使用された市産材の材積
4. 過去1年間に30日以上林業に従事した林業事業者職員の数 (岐阜県調査)
5. ひだ木遊館入館者数の累計 (R6～)
- 6.～9. 第九次総合計画における幸福実感指標

第5章 推進体制

1 推進体制のための手法

【高山市森づくり委員会の意見を施策へ反映】

○地域が一体となって森林環境づくりを行うことにより適正な森林管理と充実した林業振興を図るために設置された「高山市森づくり委員会」の意見を、森林・林業施策に反映し、健全な森林づくりと林業の振興を進めます。

【広範な関係者との意見交換】

○木材関係者、林業関係者など広範な関係者や市民と、過去の森林・林業の状況から将来の森林・林業の在り方など、様々な事柄について意見交換等を行い、市の林政に反映させるよう努めます。

【情報発信】

○地域やNPO・ボランティアなどによる森林づくり活動などの情報を市のホームページで発信するほか、報道機関と連携して広くPRし、社会的認知度を高めます。

○森林づくりの方針・基準を周知するとともに、共同による施業や境界明確化活動への参画を働きかけます。

○様々な機会や媒体を通して、森林の大切さや森林・林業の現状に関する情報の提供・発信を進めます。

【市民・森林所有者への普及啓発】

○市民や事業者、関係機関へ森林・林業全般の普及啓発を進めます。

○国が制定した「山の日」、県が制定した「ぎふ山の日」、「ぎふの山に親しむ月間」などの機会を捉え、森林づくりへの理解を深める普及啓発活動を進めます。

2. 役割分担

【高山市森づくり委員会の役割】

○森林・林業関係者や市民の声を市の施策に反映させるため、市への提言や施策の提案を行います。

○市と連携して、情報発信や市民・森林所有者への普及啓発活動を実施します。

【林業事業者の役割】

○市や森林所有者と連携して、100年先を見すえた森林整備を進めるとともに、森林技術者など、林業の担い手の確保・育成に取り組めます。

【木材産業事業者の役割】

○市と連携して、市産材の利用拡大、木材利用に向けた普及啓発等に取り組めます。

【森林所有者の役割】

○林業事業者と連携し、森林経営計画の作成や所有山林の管理などに参画します。

○森林経営管理法に基づき、所有森林の経営管理に関する方針を定め、直接あるいは、市や事業者へ委託して森林の管理を行います。

【市民の役割】

○100年先を見すえた森林づくりを理解し、木製品の使用や木育行事への参加を行います。

【市の役割】

○国・県など関係機関の指導・助言を受けながら、事業者、森林所有者、市民と連携し、施策を進めます。

○高山市森づくり委員、林業事業者、木材産業事業者の意見を踏まえて、施策を実施します。